

平成 26 年
公益法人に関する概況

平成 27 年 7 月

内 閣 府

はじめに

「公益法人に関する概況」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 57 条の規定に基づき、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行った結果を取りまとめるものである。

今般、各都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況について取りまとめを行った。

なお、参考として、移行認可を受けて特例民法法人から移行した一般法人及び申請中の特例民法法人の概況を掲載している。

**公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
（情報の提供）**

第 57 条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（平成 26 年版について）

平成 25 年 11 月 30 日に 5 年間にわたる特例民法法人からの移行期間が満了し、新たな公益法人制度は本格的な運用段階に入った。

平成 26 年 8 月に公表した平成 25 年版は、移行期間満了時点（平成 25 年 12 月 1 日）の POSS（国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報）に登録されていた状況を取りまとめたものであるが、新たな公益法人制度の施行時に存在した約 24,000 の特例民法法人のうち、申請中の約 2,800 法人は、なお特例民法法人として存続していた。また、財務の状況等については、認定を受けて 1 事業年度経過後 3 カ月以内に行政庁に提出される事業報告等に基づき集計されているところ、平成 25 年 12 月 1 日時点で集計対象となったのは約 5,500 法人にとどまっていた。

平成 26 年版「公益法人に関する概況」は、移行期間の満了から 1 年経った公益法人の状況を取りまとめたものである。平成 26 年 12 月 1 日までに、特例民法法人の 99%以上の移行等が完了しており、約 8,300 法人から事業報告等の提出がされている。このような意味で、公益法人制度改革後の公益法人の全体像が、ほぼ明らかになったと考えられる。

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

目次

第1章	組織	1
第1節	法人数等	1
1.	公益法人数	1
(1)	社団・財団別	1
(2)	移行認定・公益認定別	2
2.	認定の申請とその処理	3
(1)	認定の申請	3
(2)	認定処分	5
(3)	不認定処分	6
(4)	申請の取下げ等	6
3.	法人数の変動	7
(1)	解散	7
(2)	公益認定の取消し	8
(3)	合併	8
第2節	社員・役職員等	10
1.	社員等	10
(1)	社員と代議員（公益社団法人）	10
(2)	各種の会員	12
2.	評議員（公益財団法人）	13
3.	理事	14
4.	監事	16
5.	会計監査人	17
6.	職員	18
第2章	事業	20
第1節	事業年度	20
第2節	公益目的事業等	21
1.	公益目的事業の事業目的	21
2.	公益目的事業の事業類型	24
第3節	変更認定等	27
1.	変更認定	27
2.	変更届出	27
第3章	財務	29

第1節	資産・負債等	29
	1. 資産	29
	2. 負債	30
	3. 正味財産	30
	4. 遊休財産	31
第2節	収入・費用等	33
	1. 収入	33
	(1) 寄附金	33
	(2) 会費（公益社団法人）	34
	2. 公益目的事業の費用・収入	35
	(1) 公益目的事業費用	35
	(2) 公益目的事業収入	36
	3. 公益目的事業比率	37
	4. 収益事業等	38
第4章	税制	40
第1節	公益法人に対する寄附に係る税制	40
	1. 個人が支出する寄附金についての特例（所得税）	40
	(1) 所得控除	40
	(2) 税額控除	40
	2. 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）	42
	3. 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例	42
第2節	公益法人自らに係る税制	43
	1. 公益目的事業の非課税の特例（法人税）	43
	2. みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）	43
	3. 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）	44
	4. 消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例措置	44
第5章	監督	45
第1節	立入検査等	45
	1. 立入検査	45
	2. 報告徴収	46
第2節	勧告・命令・公益認定の取消し	48
	1. 勧告	48
	2. 命令	49
	3. 公益認定の取消し	50

補章 1	移行法人の概況	5 2
第 1 節	法人数等	5 2
1.	移行法人数	5 2
2.	移行認可の申請とその処理	5 3
(1)	移行認可の申請	5 3
(2)	認可処分	5 4
(3)	不認可処分	5 5
(4)	申請の取下げ等	5 5
3.	公益目的支出計画の完了等	5 6
(1)	公益目的支出計画の完了	5 6
(2)	解散	5 7
第 2 節	公益目的財産額等	5 8
1.	公益目的財産額	5 8
2.	年間公益目的支出額	5 9
3.	公益目的支出計画の完了予定時期	6 0
4.	変更認可	6 0
第 3 節	監督	6 2
1.	報告及び検査	6 2
2.	勧告及び命令	6 3
補章 2	特例民法法人の移行状況	6 5
第 1 節	移行の状況	6 5
1.	特例民法法人の移行の状況	6 5
2.	行政庁等の区分別法人数	6 5
第 2 節	移行申請中の特例民法法人	6 7
資料編 (資料目次及び資料)		6 8

(凡例)

◆本書で使用しているデータは、基本的に、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報（データ時点は原則平成 26 年 12 月 1 日現在）から算出している。ただし、第 1 章第 2 節「社員・役職員等」中「1. 社員等」、「1. (2) 各種の会員」及び「6. 職員」については、各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

◆第 3 章及び補章 1 第 2 節の財務データは、平成 26 年 12 月 1 日時点の公益認定等総合

情報システム上の入力確認済みデータを基に、過去1年間に公益法人から行政庁に提出された事業報告等の内容を集計したものである。

- ◆経年データの「年度」は、公益法人制度改革の施行が12月1日であったこと等を踏まえ、各年12月1日から翌年11月30日までを用いることを基本としている。

(例)平成25年度：平成25年12月1日から26年11月30日まで

ただし、第4章「税制」及び第5章「監督」については、通常の会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）による。

- ◆各表の数値は、公益認定等総合情報システムの過年度データが修正されることがあるため、「平成25年公益法人に関する概況」の公表済数値と異なる場合がある。

- ◆移行期間開始時点の特例民法法人のデータについては、基本的に「特例民法法人に関する年次報告」平成21年度版（基本となる集計時点は平成20年12月1日）によっている。

- ◆本書で用いる法令の略称は、以下のとおりである。

「法人法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

「法人法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号）

「法人法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）

「認定法」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

「認定法施行令」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）

「認定法施行規則」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）

「整備法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

「整備法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号）

「整備法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

なお、根拠法令の条項等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

<例> ○○法第 1 条第 2 項第 3 号：○○法 § 1 II ③

◆本書で用いる用語の説明は、以下のとおりである。

- 「特例民法法人」 改正前の民法第 34 条に基づき、主務官庁の許可を得て設立された社団法人及び財団法人をいう。特例社団法人及び特例財団法人から成る。
- 「一般法人」 法人法に定める一般社団法人及び一般財団法人をいう。
- 「公益法人」 認定法に定める公益社団法人及び公益財団法人をいう。
- 「行政庁」 認定法及び整備法に定める行政庁である内閣総理大臣（内閣府）及び都道府県知事（都道府県）をいう。
- 「移行期間」 新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間をいう。
- 「移行認定」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、整備法第 44 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。
- 「公益認定」 一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、認定法第 4 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。
- 「移行認可」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における一般社団法人又は一般財団法人となるために、その申請により、整備法第 45 条に基づいて行政庁から受ける認可をいう。
- 「移行申請」 特例民法法人が行う移行認定又は移行認可の申請をいう。
- 「認定の申請」 移行認定又は公益認定の申請をいう。
- 「公益認定の取消し」 認定法の規定に基づき行政庁が公益法人に対して行う処分の一つであり、これを受けた公益法人は公益法人でなくなる（移行認定を受けた法人は公益法人であり、この対象に含まれる。）。

第1章 組織

現行の公益法人制度（平成20年12月1日施行）において、公益目的事業を行う一般法人は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）に申請し、公益認定を受けて公益法人になることができる。行政庁は、申請法人が認定法に定める公益認定の基準に適合するかどうか判断するため、各行政庁に置かれた民間有識者による合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に諮問し、その答申を得て、認定又は不認定の処分を行っている。

第1節 法人数等

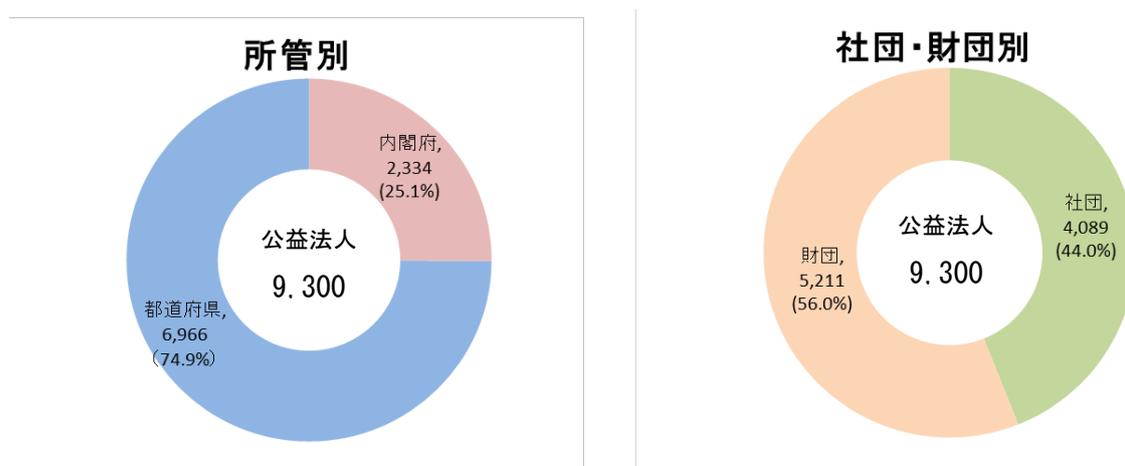
1. 公益法人数

（1）社団・財団別

平成26年12月1日現在の公益法人数は計9,300法人であり、内訳は、公益社団法人が4,089法人（44.0%）、公益財団法人が5,211法人（56.0%）である。

行政庁の区分別に内訳を見ると、2,334法人（25.1%）が内閣府を行政庁としており、6,966法人（74.9%）が都道府県を行政庁としている。社団・財団の別では、内閣府において、公益財団法人が公益法人数の3分の2以上（66.9%）を占めている（図1-1-1、表1-1-1）。

図1-1-1 社団・財団別の公益法人数とその割合



(注) 平成26年12月1日現在

表 1-1-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	合計	公益社団法人	公益財団法人
内閣府	[25.1%] 2,334	773	1,561
	100.0%	33.1%	66.9%
都道府県計	[74.9%] 6,966	3,316	3,650
	100.0%	47.6%	52.4%
合計	[100.0%] 9,300	4,089	5,211
	100.0%	44.0%	56.0%
前年合計	[100.0%] 8,628	3,810	4,818
	100.0%	44.2%	55.8%

(注) 平成 26 年 12 月 1 日現在

(2) 移行認定・公益認定別

現行の公益法人には、一般法人が「公益認定」(認定法 § 4) を受けて新制度の公益法人になったもののほか、旧制度の下で設立された社団法人又は財団法人(特例民法法人)が「移行認定」(整備法 § 44) を受けて現行の公益法人に移行したものがあ。計 9,300 公益法人の内訳は、移行認定を受けた法人が 8,938 法人(96.1%)、公益認定を受けた法人が 362 法人(3.9%)である(表 1-1-2)。

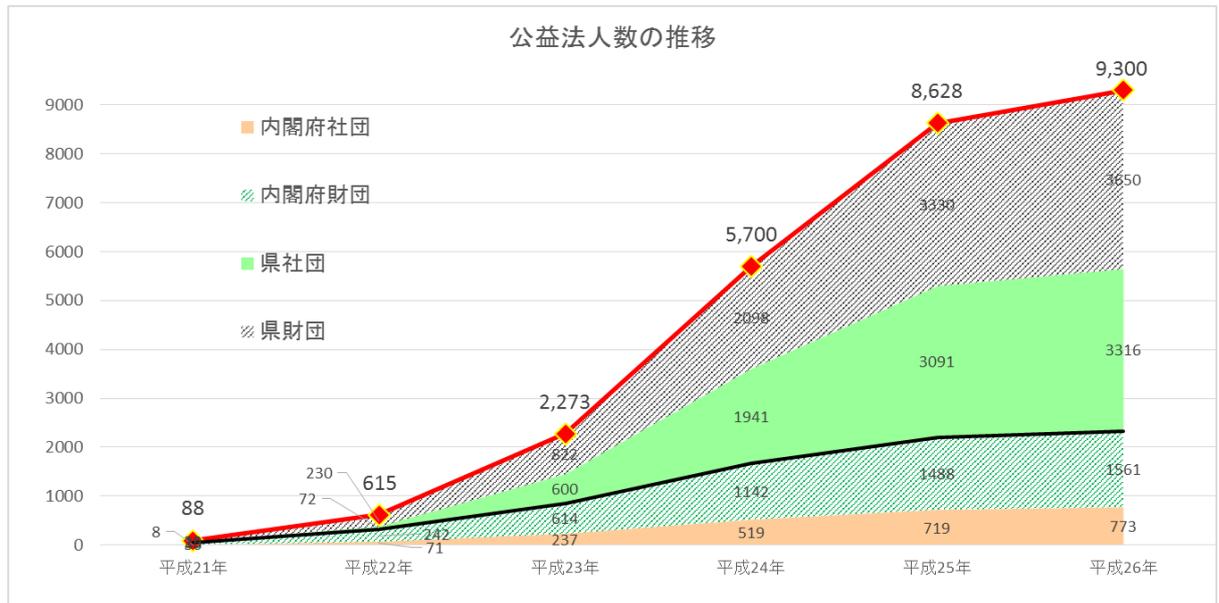
現行制度発足後の各年 12 月 1 日時点の公益法人数とその内訳は、表 1-1-3 のとおりである。

表 1-1-2 移行認定・公益認定別の公益法人数とその割合

		合計	移行認定		公益認定	
内閣府	社団	773	694	89.8%	79	10.2%
	財団	1,561	1,448	92.8%	113	7.2%
	計	2,334	2,142	91.8%	192	8.2%
都道府県計	社団	3,316	3,231	97.4%	85	2.6%
	財団	3,650	3,565	97.7%	85	2.3%
	計	6,966	6,796	97.6%	170	2.4%
合計	社団	4,089	3,925	96.0%	164	4.0%
	財団	5,211	5,013	96.2%	198	3.8%
	計	9,300	8,938	96.1%	362	3.9%
前年合計		8,628	8,354	96.8%	274	3.2%

(注) 1 平成 26 年 12 月 1 日現在

図 1-1-2 各年 12 月 1 日現在の公益法人数（社団・財団別）



(注) 各年 12 月 1 日現在（法人数の変動要因については、表 1-1-5 及び表 1-1-8 を参照）

表 1-1-3 各年 12 月 1 日現在の公益法人数（社団・財団別）

		平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
内閣府	社団	0	8	71	237	519	719	773
	財団	0	36	242	614	1,142	1,488	1,561
	計	0	44	313	851	1,661	2,207	2,334
都道府県	社団	0	15	72	600	1,941	3,091	3,316
	財団	0	29	230	822	2,098	3,330	3,650
	計	0	44	302	1,422	4,039	6,421	6,966
合計	社団	0	23	143	837	2,460	3,810	4,089
	財団	0	65	472	1,436	3,240	4,818	5,211
	計	0	88	615	2,273	5,700	8,628	9,300

2. 認定の申請とその処理

(1) 認定の申請

現行の公益法人制度が施行されてからの 6 年間に、特例民法法人からの「移行認定」の申請及び一般法人からの「公益認定」の申請の件数は、計 10,147 件である（表 1-1-4）。

複数の都道府県域に事務所を置く法人、複数の都道府県域で公益目的事業を行う旨を定款で定めている法人等は、内閣府を行政庁として申請を行う（認定法 § 3、整備法 § 47）。このため、全国的に活動を行う法人は、内閣府に申請

を行うことになる。10,147 件の申請のうち、内閣府に対する申請が 2,652 件（26.1%）、都道府県に対する申請が 7,495 件（73.9%）である。

表 1-1-4 年度別の認定の申請件数（社団・財団別）

		合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	916	68	153	302	262	108	23
	財団	1,736	142	356	655	410	135	38
	計	2,652	210	509	957	672	243	61
都道府県計	社団	3,569	65	347	1,230	1,378	530	19
	財団	3,926	101	425	1,131	1,448	791	30
	計	7,495	166	772	2,361	2,826	1,321	49
合計	社団	4,485	133	500	1,532	1,640	638	42
	財団	5,662	243	781	1,786	1,858	926	68
	計	10,147	376	1,281	3,318	3,498	1,564	110

(注) 1 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

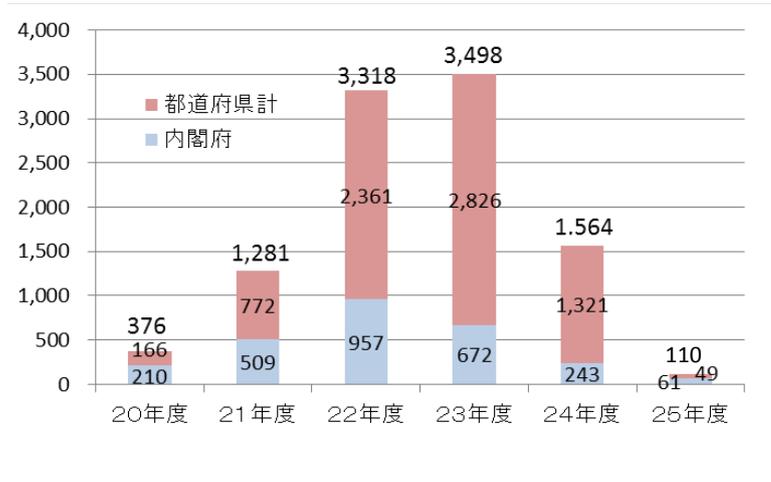
2 同一法人が複数回申請を行った場合は、それぞれ計上している。

移行認定又は公益認定の申請について、行政庁は、民間有識者による合議制の機関（内閣府にあつては、公益認定等委員会）に諮問し、その答申を得て、認定又は不認定の処分を行う（認定法 § 43 I、§ 51、整備法 § 133 II、§ 138）。ただし、申請法人が認定法第 6 条の欠格事由に該当することを理由に不認定とする場合と、申請が形式上の要件を具備しないため行政手続法第 7 条に基づき申請を拒否する場合には、合議制の機関への諮問を経ずに行政庁限りで処分を行う。なお、申請に対する処分が行われる前であれば、法人はいつでも申請を取下げることができる。

申請件数を年度別に見ると、平成 23 年度の 3,498 件、22 年度の 3,318 件の順に多い（図 1-1-3）。これは、申請の多くを占める特例民法法人からの申請が、移行期間の半ば以降の両年に集中したことによっている。

なお、当初申請を取下げた後に再申請することにより、同一法人が複数回申請する場合があるため、申請件数は申請法人の実数と一致しない。

図 1-1-3 年度別の認定の申請件数



(注) 1 図中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。
 2 同一法人が複数回申請を行った場合は、それぞれ計上している。

(2) 認定処分

現行の公益法人制度が施行されてから6年間に行政庁が行った移行認定及び公益認定の処分件数は、計9,330件である(表1-1-5)。社団・財団の別では、公益社団法人が4,096法人(43.9%)、公益財団法人が5,234法人(56.1%)である。

複数の都道府県域に事務所を置く法人、複数の都道府県域で公益目的事業を行う旨を定款で定めている法人等は、内閣府を行政庁とすることになる(認定法§3、整備法§47)。計9,330件を行政庁の区分別に見ると、内閣府を行政庁とする法人が2,347件(25.2%)、都道府県を行政庁とする法人が6,983件(74.8%)である。

認定件数を年度別に見ると、平成23年度の3,423件、24年度の2,987件の順に多くなっている。

表 1-1-5 年度別の認定処分件数(社団・財団別)

		合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	775	8	63	166	282	206	50
	財団	1,572	36	206	373	528	349	80
	計	2,347	44	269	539	810	555	130
都道府県計	社団	3,321	16	57	528	1,338	1,170	212
	財団	3,662	29	200	590	1,275	1,262	306
	計	6,983	45	257	1,118	2,613	2,432	518
合計	社団	4,096	24	120	694	1,620	1,376	262
	財団	5,234	65	406	963	1,803	1,611	386
	計	9,330	89	526	1,657	3,423	2,987	648

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(3) 不認定処分

現行の公益法人制度が施行されてから6年間に移行認定又は公益認定の申請に対して行政庁が不認定処分を行った件数は、計15件である(表1-1-6)。行政庁の区分別では、内閣府が6件、都道府県が9件である(注)。

(注) 特例民法法人が、移行期間満了後に不認定となった場合には、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、その通知を受けた日に解散したものとみなされる(整備法 § 110 I、 § 116)。

表 1-1-6 年度別の不認定処分件数

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	6	1	0	1	1	0	3
都道府県計	9	0	2	3	1	2	1
合計	15	1	2	4	2	2	4

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(4) 申請の取下げ等

現行の公益法人制度が施行されてから6年間に移行認定又は公益認定の申請を法人が自ら取下げた件数は、計670件である(表1-1-7)。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が232件、都道府県を行政庁とする法人が438件である。

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取下げることはいつでも可能である(注)ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しないため、行政手続法第7条に基づき行政庁が申請を拒否した件数は、平成25年度においては計2件であった。

(注) 移行認定を申請した特例民法法人が移行期間満了後に移行認定の申請を取下げた場合には、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、移行期間満了の日に遡って解散したものとみなされる(整備法 § 46 I、 § 116)。移行認可の申請を拒否された場合も、同様である。

表 1-1-7 年度別の申請取下げ等の件数

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	3 / 232	27	65	41	1 / 35	1 / 38	1 / 26
都道府県計	3 / 438	27	50	117	1 / 107	1 / 119	1 / 18
合計	6 / 670	54	115	158	2 / 142	2 / 157	2 / 44

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 表中各欄の「/」の前の数字は拒否処分の件数を、後の数字は取下げの件数を示す。

3. 法人数の変動

公益法人数は、移行認定又は公益認定により増加する。他方、公益法人数が減少する事由としては、法人の解散、公益認定の取消し（注）及び合併に伴う法人数の減少がある。

解散の場合には法人格が失われるが、公益認定が取り消されても一般法人として法人格は存続する。合併の場合には、吸収合併と新設合併の合併形態の別、合併しようとする法人数、合併の相手方が公益法人であるか否かによって、公益法人の減少数は変わる。

（注）「公益認定の取消し」の対象には、移行認定を受けて特例民法法人から公益法人に移行した法人も含まれる。以下同じ。

表 1-1-8 年度別の公益法人減少数（社団・財団別、減少事由別）

		計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
減少事由別	解散	△ 9	0	0	△ 1	△ 3	△ 1	△ 4
	取消し	△ 1	0	0	0	0	0	△ 1
	合併	△ 20	△ 1	△ 3	△ 2	△ 2	△ 6	△ 6
	計	△ 30	△ 1	△ 3	△ 3	△ 5	△ 7	△ 11

（注）表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

平成25年度における公益法人の減少数は、計11法人である（表1-1-8）。内訳は、自ら解散したもの4法人、他の公益法人と合併して消滅したもの6法人であり、公益認定の取消しを受けたものは1法人である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とするものが4法人、都道府県を行政庁とするものが7法人である。

（1）解散

公益法人が合併以外の理由により解散（法人法 § 148、§ 202）した場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 26 I）。解散後は、法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることになる（認定法 § 5⑱、法人法 § 239）。

平成25年度における解散届出の件数は計4件である（表1-1-9）。内訳は、内閣府を行政庁とする法人1件、都道府県を行政庁とする法人3件である。

表 1-1-9 年度別の解散届出件数

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	4	0	0	1	2	0	1
都道府県計	5	0	0	0	1	1	3
合計	9	0	0	1	3	1	4

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(2) 公益認定の取消し

公益認定の取消しには、公益法人からの申請に基づいて行政庁が取消しを行う場合と、行政庁が自らの権限の行使として取消しを行う場合とがある(認定法 § 29)。公益認定を取消されても、解散の場合と異なり、一般法人として法人格は継続する。しかし、公益目的事業のために法人が保有していた資産が引き続き公益目的のために用いられることになるよう、公益目的取得財産残額に相当する額を類似目的の他の公益法人等に贈与しなければならない(認定法 § 30、§ 5⑰)。

平成25年度における公益認定の取消しは1件である(表1-1-10)。

表 1-1-10 年度別の認定取消し件数

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	1	0	0	0	0	0	1
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	0	0	1

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(3) 合併

合併に当たり、事業内容等を変更しようとする場合には行政庁から変更認定を受ける必要がある(認定法 § 11)。それ以外の場合にはあらかじめ行政庁に届け出なければならない(認定法 § 24)。新設合併の場合に新設法人に公益法人の地位を承継させるためには、行政庁にその旨の認可を申請する(認定法 § 25)。

平成25年度における公益法人の合併件数は、計4件である(表1-1-11)。4件は全て、存続法人が解散法人を吸収合併するもの(吸収合併)であり、既存法人が合併により全て解散して新規法人を設立するもの(新設合併)はなかった。4件の合併に伴う法人数の変動は、純減6(表1-1-8)となる(注)。

(注) 吸収合併の場合には存続法人の法人格が継続するが、新設合併の場合には存続法人がなく、合併後に別の法人格が新設される。3法人による合併の場合を例とすると、法人減少数は、吸収合併であれば2減であるが、新設合併であれば1増3減となる。

表 1-1-11 年度別の合併件数

		合計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	吸収合併	3	0	1	0	1	0	1
	新設合併	2	0	1	0	1	0	0
	計	5	0	2	0	2	0	1
都道府県	吸収合併	5	0	1	0	0	1	3
	新設合併	1	0	0	1	0	0	0
	計	6	0	1	1	0	1	3
合計	吸収合併	8	0	2	0	1	1	4
	新設合併	3	0	1	1	1	0	0
	合計	11	0	3	1	2	1	4

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 合併後に残る法人（吸収合併における存続法人、新設合併における新設法人）の数を計上している。

第2節 社員・役職員等

1. 社員等

(1) 社員と代議員（公益社団法人）

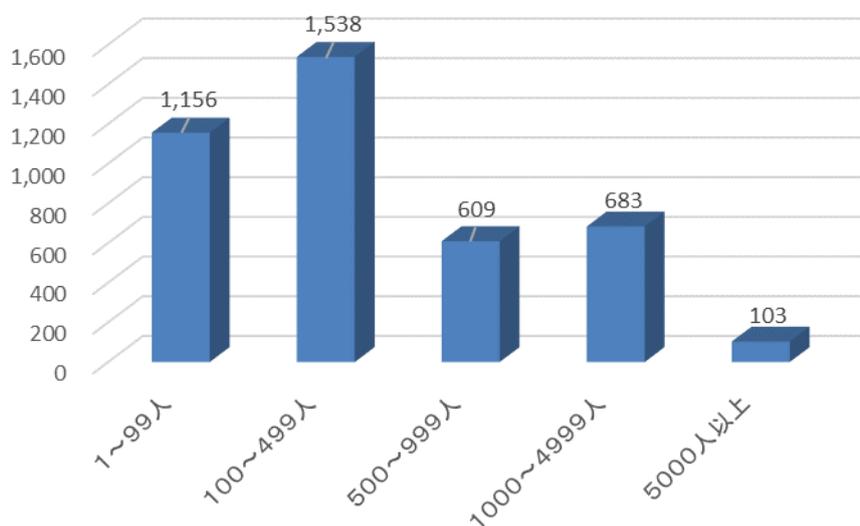
（社員）

社員は、一般社団法人の存立の基礎となる構成員である。一般社団法人の設立時には2名以上の社員が必要である（法人法 § 10 I）。社員は、個人、団体を問わない。

社員は、社員総会に参加して議決権を行使するとともに、定款で定めるところにより、法人に経費等を支払うこととされている（法人法 § 27、 § 48）。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である（法人法 § 146、 § 63、 § 70）。

公益社団法人の社員（後述する代議員制を採用している法人にあっては、選出された代議員）の総数は延べ 352 万 8 千人であり、1 法人当たりの平均社員数は 863 人、中央値は 263 人である（図 1-2-1、表 1-2-1）。

図 1-2-1 社員数規模別の公益社団法人数



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-1 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	773	868,956	1,124	166	273	293	70	108	29
都道府県計	3,316	2,659,485	802	291	883	1,245	539	575	74
合計	4,089 (100.0%)	3,528,441	863	263	1,156 (28.3%)	1,538 (37.6%)	609 (14.9%)	683 (16.7%)	103 (2.5%)
前年合計	3,810 (100.0%)	3,445,186	904	280	1,017 (26.7%)	1,441 (37.8%)	584 (15.3%)	666 (17.5%)	102 (2.7%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

社員数の規模帯別に行政庁の区分に即して見ると、社員数1～99人と同5,000人以上の帯において、内閣府を行政庁とする法人の比率が2割を超えており、相対的に高い。内閣府を行政庁とする法人は、複数の都道府県域ないし全国的に活動を行っている法人であるので、これらの法人においては、社員数が極めて多くなる場合と、何らかの仕組みにより社員数を抑える仕組みを採用している場合があることが推定される。後者については、いわゆる代議員制を採用している場合のほか、例えば、都道府県単位の加盟団体の代表者を社員としている場合等が考えられる。

(代議員)

公益社団法人の中には、法人法上の「社員」を法人の会員が選出する、いわゆる「代議員制」(参考)を採るものもある。

公益社団法人のうち、324法人(7.9%)が代議員制を採用している(表1-2-2)。行政庁の区分別に見ると、内閣府を行政庁とする法人では773公益社団法人のうち130法人(16.8%)が、都道府県を行政庁とする法人では3,316公益社団法人のうち194法人(5.9%)が代議員制を採用しており、内閣府を行政庁とする法人の方が代議員制を採用している割合が高い。

表 1-2-2 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	社員(代議員)を 選出する 会員数計	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	130	67,260	517	119	2,368,655	48	77	3	1	1
都道府県計	194	45,951	237	110	768,795	77	108	1	7	1
合計	324 (100.0%)	113,211	349	114	3,137,450	125 (38.6%)	185 (57.1%)	4 (1.2%)	8 (2.5%)	2 (0.6%)
前年合計	308 (100.0%)	109,944	357	116	3,062,480	113 (36.7%)	182 (59.1%)	4 (1.3%)	7 (2.3%)	2 (0.6%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

社員数規模が499人以下の法人の割合は、公益社団法人全体では、4,089法人中2,694法人で65.9%であるが、代議員制を採用している法人では、324法人中310法人で95.7%を占めている。

代議員制を採用している 324 法人の社員（代議員）総数は、延べ 11 万 3,211 人であり、1 法人当たりの平均社員（代議員）数は 349 人、中央値は 114 人である。4,089 公益社団法人の平均社員数 863 人、中央値 263 人と比べると、ともに半分以下（約 4 割）となっている。

（参考）代議員制について

法人法に規定はないが、社員数が多い公益社団法人には、定款上の会員の中から一定の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする「代議員制」を採用するものもある。

代議員制を採用する場合、定款の定めにより、次の 5 つの要件を満たすことが重要である（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」Ⅱ 3 代議員制度）。

- 1) 社員（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること。
- 2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。
- 3) 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること。
- 4) 選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること。
- 5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること。

（２）各種の会員

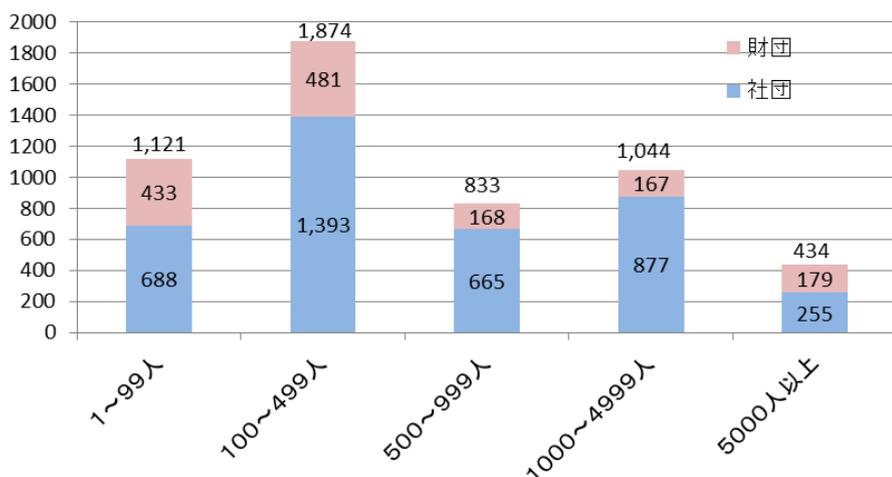
公益社団法人における法人法上の社員は、定款上は「正会員」と呼ばれることが多い。この意味の「正会員」以外に、公益社団法人及び公益財団法人には、賛助会員、特別会員等の名称で、法人の事業に賛同して登録し、会費を払うなどの各種の「会員」が置かれている例がある。

9,300 の公益法人のうち、5,306 法人（57.1%）が会員制度を設けており、これらの法人における各種の会員の総数は、延べ 1,883 万人に及んでいる（図 1-2-2、表 1-2-3）。会員制度を設けている公益法人の 1 法人当たりの平均会員数は 3,550 人、中央値は 395 人である。

社団・財団の別では、4,089 の公益社団法人のうち 3,878 法人（94.8%）が、5,211 の公益財団法人のうち 1,428 法人（27.4%）が、会員制度を設けている。会員制度を設けている公益社団法人の 1 法人当たりの平均会員数は 2,127 人、中央値は 442 人であり、会員制度を設けている公益財団法人の平均会員数は 7,413 人、中央値は 263 人である。

公益社団法人の 9 割以上が会員制度を有しているが、平均会員数では公益財団法人が公益社団法人の 3 倍以上となっている。

図 1-2-2 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-3 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	会員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	社団	705	4,538,675	6,438	617	129	201	80	159	136
	財団	557	4,922,386	8,837	243	195	156	61	79	66
	計	1,262	9,461,061	8,837	394	324	357	141	238	202
都道府県計	社団	3,173	3,709,676	1,169	427	559	1,192	585	718	119
	財団	871	5,663,574	6,502	275	238	325	107	88	113
	計	4,044	9,373,250	2,318	397	797	1,517	692	806	232
合計	社団	3,878	8,248,351	2,127	442	688 (17.7%)	1,393 (35.9%)	665 (17.1%)	877 (22.6%)	255 (6.6%)
	財団	1,428	10,585,960	7,413	263	433 (30.3%)	481 (33.7%)	168 (11.8%)	167 (11.7%)	179 (12.5%)
	計	5,306	18,834,311	3,550	395	1,121 (21.1%)	1,874 (35.3%)	833 (15.7%)	1,044 (19.7%)	434 (8.2%)
前年合計		4,948	16,779,850	3,391	413	1,002 (20.3%)	1,730 (35.0%)	789 (15.9%)	1,007 (20.4%)	420 (8.5%)

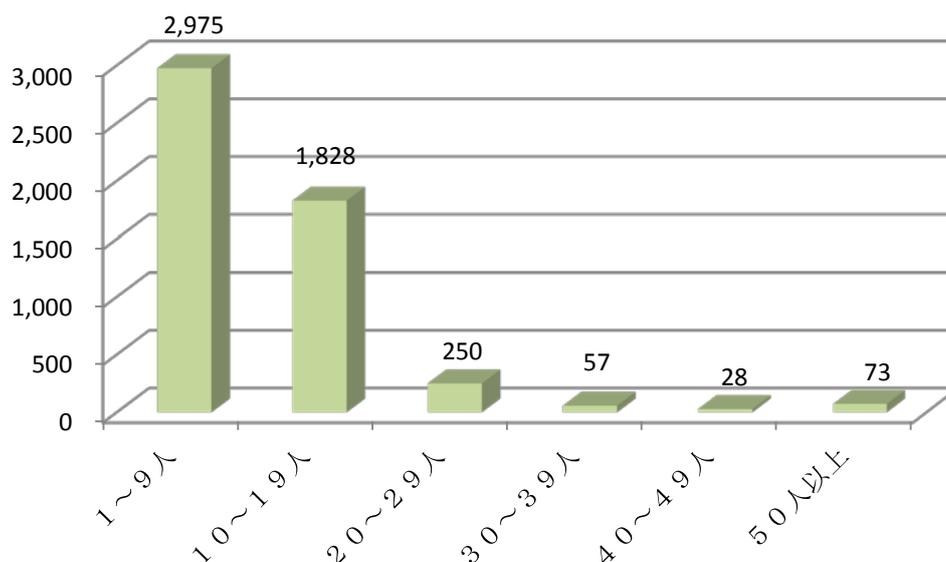
（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2. 評議員（公益財団法人）

一般財団法人には、3名以上の評議員を置くことが義務付けられている（法人法 § 170 I、§ 173 III）。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する一般財団法人の最高議決機関である（法人法 § 200、§ 177、§ 63、§ 176）。

公益財団法人の評議員在任者の総数は、延べ 56,153 人であり、1法人当たりの平均評議員数は 10.8 人、中央値は 9 人である（表 1-2-4）。評議員数 9 人以下の法人が半数以上（57.1%）であり、9割以上（92.2%）の法人が 19 人以下である（図 1-2-3）。

図 1-2-3 評議員数規模別の公益財団法人数



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-4 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,561	18,236	11.7	10	752	656	103	15	12	23
都道府県計	3,650	37,917	10.4	8	2,223	1,172	147	42	16	50
合計	5,211 (100.0%)	56,153	10.8	9	2,975 (57.1%)	1,828 (35.1%)	250 (4.8%)	57 (1.1%)	28 (0.5%)	73 (1.4%)
前年合計	4,818 (100.0%)	52,525	10.9	9	2,722 (56.5%)	1,714 (35.6%)	232 (4.8%)	52 (1.1%)	28 (0.6%)	70 (1.5%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

3. 理事

理事は一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置の機関である（認定法 § 5⑭ハ、法人法 § 170）。理事会は、法人の業務執行を決定し、また理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する権限と責任を有する（法人法 § 90、§ 91、§ 197）。各理事の職務執行を監督するのも理事会の責任である（法人法 § 90）。

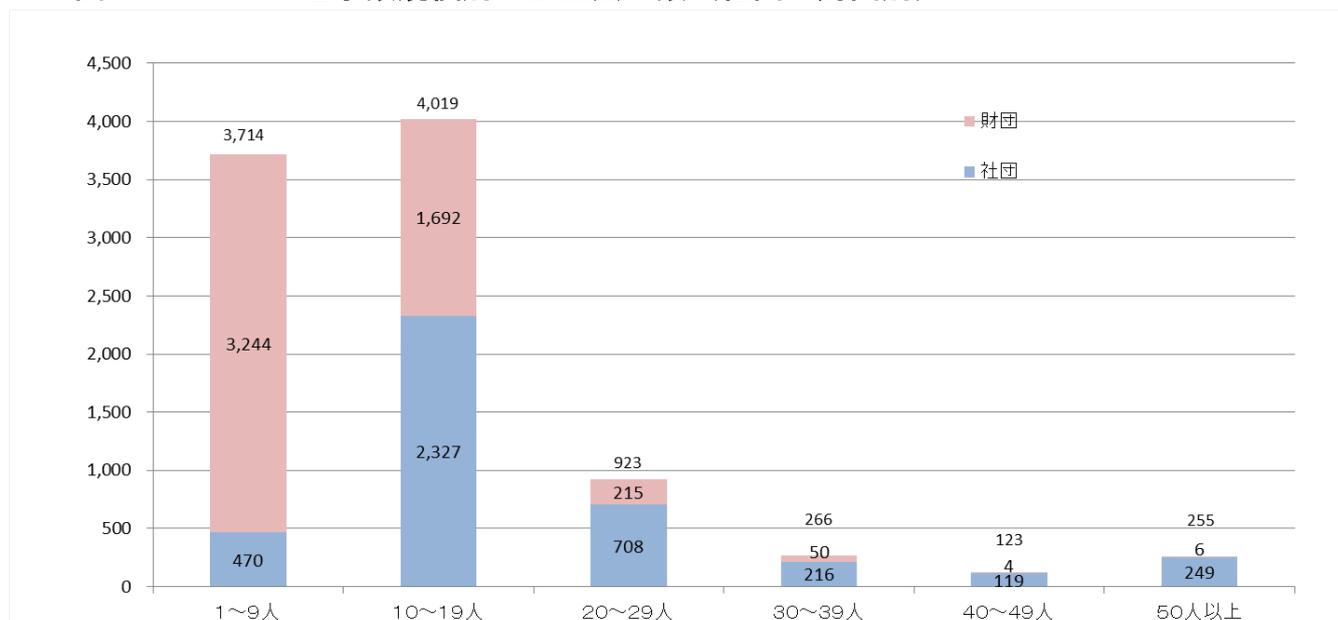
公益法人の理事在任者総数は、延べ 13 万 1,702 人であり、1 法人当たりの平均理事数は 14.2 人、中央値は 11 人である（表 1-2-5）。理事数 9 人以下の法人が全体の約 4 割（39.9%）であり、8 割以上（83.2%）の法人が 19 人以下である（図 1-2-4）。

社団・財団の別に見ると、公益社団法人の 1 法人当たりの平均理事数は 20.0 人、中央値は 15 人であり、公益財団法人の平均理事数は 9.6 人、中央値は 8 人である。平均理事数及び中央値ともに、財団は社団の約半数である。

なお、少数ながら、多数の理事を擁する場合もあり、法人法によって理事会への理事本人の出席が原則とされていること及び法人の業務執行における理事会の重要性を踏まえると、理事数が多い場合には、実質の議論をどのようにして確保するのか運営上の工夫が重要になるものと考えられる。

勤務形態別では、理事総数の6.7%に当たる8,815人が常勤（週3日以上出勤）である（表1-2-6）。

図1-2-4 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表1-2-5 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	773	14,617	18.9	18	112	347	233	52	12	17
	財団	1,561	15,576	10.0	9	908	562	77	12	0	2
	計	2,334	30,193	12.9	10	1,020	909	310	64	12	19
都道府県計	社団	3,316	67,104	20.2	15	358	1,980	475	164	107	232
	財団	3,650	34,405	9.4	8	2,336	1,130	138	38	4	4
	計	6,966	101,509	14.6	11	2,694	3,110	613	202	111	236
合計	社団	4,089 (100.0%)	81,721	20.0	15	470 (11.5%)	2,327 (56.9%)	708 (17.3%)	216 (5.3%)	119 (2.9%)	249 (6.1%)
	財団	5,211 (100.0%)	49,981	9.6	8	3,244 (62.3%)	1,692 (32.5%)	215 (4.1%)	50 (1.0%)	4 (0.1%)	6 (0.1%)
	計	9,300 (100.0%)	131,702	14.2	11	3,714 (39.9%)	4,019 (43.2%)	923 (9.9%)	266 (2.9%)	123 (1.3%)	255 (2.7%)
前年合計		8,628 (100.0%)	122,874	14.2	11	3,394 (39.3%)	3,762 (43.6%)	855 (9.9%)	258 (3.0%)	122 (1.4%)	237 (2.7%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-6 常勤・非常勤別の理事数

	法人数	理事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,334	30,193	2,695	27,498
都道府県計	6,966	101,509	6,120	95,389
合計	9,300	131,702 (100.0%)	8,815 (6.7%)	122,887 (93.3%)
前年合計	8,628	122,874 (100.0%)	8,349 (6.8%)	114,516 (93.2%)

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。
2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

4. 監事

公益法人には監事を置くこととされている（認定法 § 5⑭ハ、法人法 § 61、§ 170）。監事は計算書類等の監査（財務監査）及び理事の職務執行の監査（業務監査）を行う（法人法 § 99、§ 124、§ 197、§ 199）。法人法で監事の責任が明定され、一定の場合には、法人の利益を守るための行動を取ることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である（法人法 § 103、§ 197）。

公益法人の監事在任者総数は延べ 19,526 人であり、1 法人当たりの平均監事数は 2.1 人である（表 1-2-7）。監事 2 人の法人が全体の 4 分の 3 以上（76.4%）を占め、監事 3 人の法人と合わせると 9 割を超える（91.1%）。

勤務形態別では、監事総数の 0.4% に当たる 79 人が常勤（週 3 日以上出勤）である（表 1-2-8）。

表 1-2-7 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	監事数計 (人)	平均値 (人)	1人	2人	3人	4人	5人以上
内閣府	社団	773	1,725	2.2	64	493	195	15	6
	財団	1,561	3,064	2.0	216	1,194	145	5	1
	計	2,334	4,789	2.1	280	1,687	340	20	7
都道府県計	社団	3,316	7,461	2.3	72	2,453	719	54	18
	財団	3,650	7,276	2.0	365	2,962	308	12	3
	計	6,966	14,737	2.1	437	5,415	1,027	66	21
合計	社団	4,089 (100.0%)	9,186	2.2	136 (3.3%)	2,946 (72.0%)	914 (22.4%)	69 (1.7%)	24 (0.6%)
	財団	5,211 (100.0%)	10,340	2.0	581 (11.1%)	4,156 (79.8%)	453 (8.7%)	17 (0.3%)	4 (0.1%)
	計	9,300 (100.0%)	19,526	2.1	717 (7.7%)	7,102 (76.4%)	1,367 (14.7%)	86 (0.9%)	28 (0.3%)
前年合計		8,628 (100.0%)	18,203	2.1	624 (7.2%)	6,580 (76.3%)	1,308 (15.2%)	94 (1.1%)	22 (0.3%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1 - 2 - 8 常勤・非常勤別の監事数

	法人数	監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,334	4,789	42	4,747
都道府県計	6,966	14,737	37	14,700
合計	9,300	19,526 (100.0%)	79 (0.4%)	19,447 (99.6%)
前年合計	8,628	18,203 (100.0%)	65 (0.4%)	18,136 (99.6%)

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

5. 会計監査人

公益法人は、貸借対照表における負債が 200 億円以上である場合その他一定の要件を満たす場合(注)は、会計監査人を置かなければならない(法人法 § 2 ②③、§ 62、§ 171、認定法 § 5⑫)。定款の定めにより会計監査人を置くこともできる(法人法 § 60Ⅱ、§ 170Ⅱ)。

公益法人のうち、335 法人(3.6%)が会計監査人を置いている(表 1 - 2 - 9)。社団・財団の別では、公益社団法人(2.4%)よりも公益財団法人(4.5%)において会計監査人の設置率が高い。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人における設置率(6.2%)が都道府県を行政庁とする法人(2.7%)よりも高い。

(注) 1) 収入の額が 1,000 億円未満、2) 費用及び損失の額の合計額が 1,000 億円未満、3) 負債の額が 50 億円未満、の全ての要件を満たす場合には、会計監査人の設置は義務付けられていない(認定法 § 5⑫、認定法施行令 § 6)。

表 1 - 2 - 9 会計監査人設置法人の割合(社団・財団別)

		法人数	会計監査人 設置法人数	割合
内閣府	社団	773	47	6.1%
	財団	1,561	98	6.3%
	計	2,334	145	6.2%
都道府県計	社団	3,316	52	1.6%
	財団	3,650	138	3.8%
	計	6,966	190	2.7%
合計	社団	4,089	99	2.4%
	財団	5,211	236	4.5%
	計	9,300	335	3.6%
前年合計		8,628	309	3.6%

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

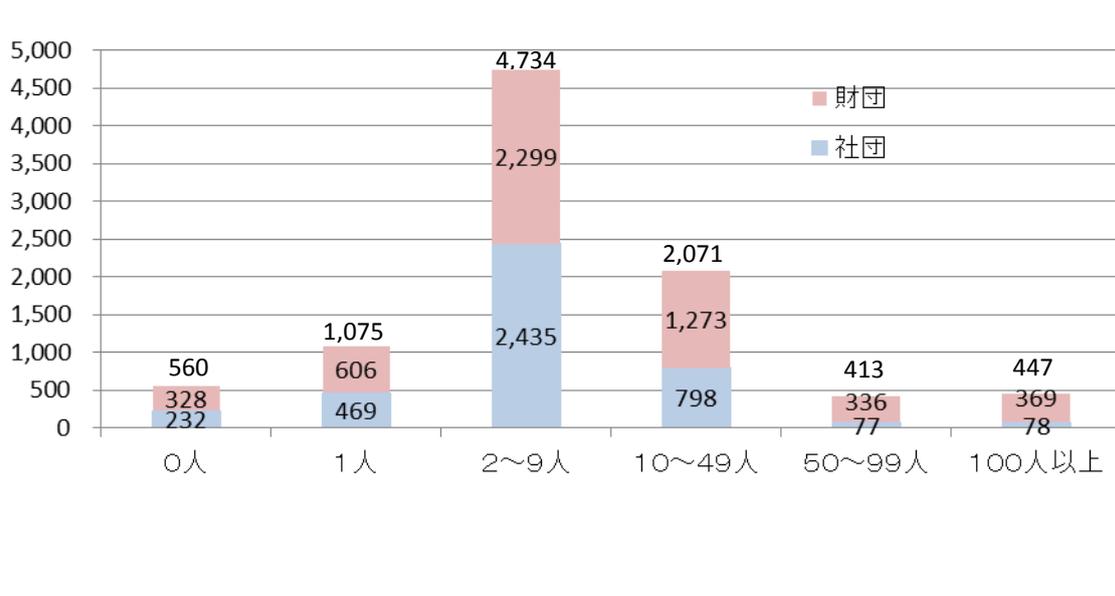
6. 職員

公益法人の職員は、公益法人の活動を事務処理等の面で支えている。公益法人の常勤及び非常勤職員の総数は 240,286 人であり、1 法人当たりの平均職員数は 25.8 人、中央値は 5 人である（表 1-2-10）。しかしながら、職員数 1 人又は職員のない法人が全体の 6 分の 1 近く（17.6%）あり、職員数 9 人以下の法人が 3 分の 2 以上（68.5%）となっている。

公益法人の活動を支えるのは職員だけではなく、理事等役員による業務執行はもとより、様々なボランティアによる活動参画等も重要であるが、職員数の面から見ると、一部の公益法人については経理等の事務処理体制が脆弱であることが窺われる。

勤務形態別では、職員総数の 8 割（79.8%）に当たる 191,685 人が常勤（週 3 日以上出勤）である（表 1-2-11）。

図 1-2-5 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-10 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	0人	1人	2～9人	10～ 49人	50～ 99人	100人 以上
内閣府	社団	773	14,731	19.1	4	58	73	438	170	17	17
	財団	1,561	40,347	25.8	4	99	204	753	356	76	73
	計	2,334	55,078	23.6	4	157	277	1,191	526	93	90
都道府県計	社団	3,316	48,147	14.5	4	174	396	1,997	628	60	61
	財団	3,650	137,061	37.6	6	229	402	1,546	917	260	296
	計	6,966	185,208	26.6	5	403	798	3,543	1,545	320	357
合計	社団	4,089 (100.0%)	62,878	15.4	4	232 (5.7%)	469 (11.5%)	2,435 (59.6%)	798 (19.5%)	77 (1.9%)	78 (1.9%)
	財団	5,211 (100.0%)	177,408	34.0	5	328 (6.3%)	606 (11.6%)	2,299 (44.1%)	1,273 (24.4%)	336 (6.4%)	369 (7.1%)
	計	9,300 (100.0%)	240,286	25.8	5	560 (6.0%)	1,075 (11.6%)	4,734 (50.9%)	2,071 (22.3%)	413 (4.4%)	447 (4.8%)
前年合計		8,628 (100.0%)	226,985	26.3	5	481 (5.6%)	922 (10.7%)	4,429 (51.3%)	1,968 (22.8%)	401 (4.6%)	427 (4.9%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-11 常勤・非常勤別の職員数

	法人数	職員数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
内閣府	2,334	55,078	46,792	8,286
都道府県計	6,966	185,208	144,893	40,315
合計	9,300	240,286 (100.0%)	191,685 (79.8%)	48,601 (20.2%)
前年合計	8,628	226,985 (100.0%)	181,965 (80.2%)	45,020 (19.8%)

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務（予定も含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

第2章 事業

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の認定法別表に掲げる種類の事業であって、「不特定かつ多数の者の利益」の増進に寄与するものである。公益法人は、公益目的事業のほか、収益事業等を行うこともできるが、毎事業年度の公益目的事業比率が50%以上である必要がある。また、収益事業等による収益の50%以上を公益目的事業を行うために使わなければならない。

第1節 事業年度

公益法人は定款に事業年度を記載しなければならない（法人法 § 11 I ⑦、 § 153 I ⑩）。事業年度の期間は1年を超えることができない（法人法施行規則 § 29、 § 64）。

公益法人の事業年度の設定状況を見ると、全体の9割を超える8,631法人（92.8%）が、各年4月から翌年3月までを事業年度としている（表2-1-1）。次いで、各年1月から12月までを事業年度とするものが3.8%、各年7月から翌年6月までを事業年度とするものが1.1%となっている。

社団・財団の別では、各年4月から翌年3月までを事業年度とするものの割合は、社団（89.9%）よりも財団（95.1%）の方がやや高い。

表2-1-1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		法人数	1月～ 12月	2月～ 1月	3月～ 2月	4月～ 3月	5月～ 4月	6月～ 5月	7月～ 6月	8月～ 7月	9月～ 8月	10月～ 9月	11月～ 10月	12月～ 11月
内閣府	社団	773	50	5	17	644	3	5	23	5	9	9	3	0
	財団	1,561	57	4	5	1,430	4	6	19	7	5	16	3	5
	計	2,334	107	9	22	2,074	7	11	42	12	14	25	6	5
都道府県計	社団	3,316	210	3	2	3,030	5	10	38	6	3	2	0	7
	財団	3,650	35	4	5	3,527	5	16	21	11	7	15	3	1
	計	6,966	245	7	7	6,557	10	26	59	17	10	17	3	8
合計	社団	4,089 (100.0%)	260 (6.4%)	8 (0.2%)	19 (0.5%)	3,674 (89.9%)	8 (0.2%)	15 (0.4%)	61 (1.5%)	11 (0.3%)	12 (0.3%)	11 (0.3%)	3 (0.1%)	7 (0.2%)
	財団	5,211 (100.0%)	92 (1.8%)	8 (0.2%)	10 (0.2%)	4,957 (95.1%)	9 (0.2%)	22 (0.4%)	40 (0.8%)	18 (0.3%)	12 (0.2%)	31 (0.6%)	6 (0.1%)	6 (0.1%)
	計	9,300 (100.0%)	352 (3.8%)	16 (0.2%)	29 (0.3%)	8,631 (92.8%)	17 (0.2%)	37 (0.4%)	101 (1.1%)	29 (0.3%)	24 (0.3%)	42 (0.5%)	9 (0.1%)	13 (0.1%)
前年合計	計	8,628 (100.0%)	292 (3.4%)	15 (0.2%)	26 (0.3%)	8,054 (93.3%)	14 (0.2%)	32 (0.4%)	86 (1.0%)	27 (0.3%)	22 (0.3%)	41 (0.5%)	8 (0.1%)	11 (0.1%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

第2節 公益目的事業等

1. 公益目的事業の事業目的

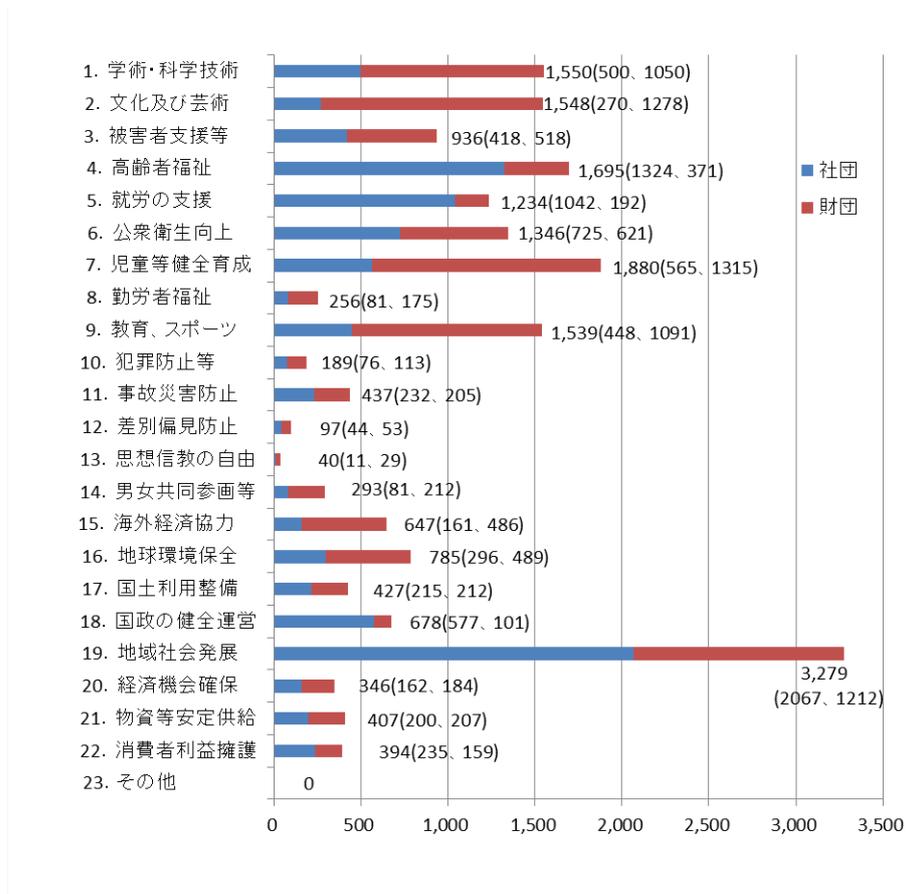
公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（認定法 §2④）。認定法の別表は、23（注1）の事業目的を挙げている。

9,300の公益法人を公益目的事業の目的別（23事業目的）に見ると、多い順（複数計上）（注2）に「地域社会の健全な発展」3,279法人（35.3%）、「児童又は青少年の健全な育成」1,880法人（20.2%）、「高齢者の福祉の増進」1,695法人（18.2%）となっている（図2-2-1）。

（注1）「その他」の事業目的を定める政令が定められていないため、実質的には22事業目的。

（注2）複数の公益目的事業を行う法人及び複合目的の公益目的事業があるため。

図2-2-1 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約2.2倍となっている。

社団・財団の別に、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-1）。

順位	計 (9,300 法人)	公益社団法人 (4,089 法人)	公益財団法人 (5,211 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,279 法人 (35.3%)	地域社会の健全な発展 2,067 法人 (50.6%)	児童又は青少年の健全な育成 1,315 法人 (25.2%)
2	児童又は青少年の健全な育成 1,880 法人 (20.2%)	高齢者の福祉の増進 1,324 法人 (32.4%)	文化及び芸術の振興 1,278 法人 (24.5%)
3	高齢者の福祉の増進 1,695 法人 (18.2%)	勤労意欲ある者に対する就労 支援 1,042 法人 (25.5%)	地域社会の健全な発展 1,212 法人 (23.3%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

社団・財団の別に着目して 10 ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、公益社団法人における比率が高いものとして、「地域社会の健全な発展」の 50.6%（財団 23.3%）、「高齢者の福祉の増進」の 32.4%（財団 7.1%）、「勤労意欲のある者に対する就労の支援」の 25.5%（財団 3.7%）、「国政の健全な運営の確保に資すること」の 14.1%（財団 1.9%）がある。また、公益財団法人における比率が高いものとして、「文化及び芸術の振興」の 24.5%（社団 6.6%）、「児童又は青少年の健全な育成」の 25.2%（社団 13.8%）がある。

行政庁の区分別も含め、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-1）。

順位	計 (9,300 法人)	内閣府 (2,334 法人)	都道府県 (6,966 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,279 法人 (35.3%)	学術及び科学技術の振興 857 法人 (36.7%)	地域社会の健全な発展 2,976 法人 (42.7%)
2	児童又は青少年の健全な育成 1,880 法人 (20.2%)	文化及び芸術の振興 491 法人 (21.0%) 児童又は青少年の健全な育成 491 法人 (21.0%)	高齢者の福祉の増進 1,548 法人 (22.2%)
3	高齢者の福祉の増進 1,695 法人 (18.2%)	教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること 423 法人 (18.1%)	児童又は青少年の健全な育成 1,389 法人 (19.9%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

行政庁の区分に着目して 10 ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、内閣府を行政庁とする法人における比率が高いものとして、「学術及び科学技術の振興」の 36.7%（都道府県 9.9%）、「国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力」の 17.8%（都道府県 3.3%）がある。また、都道府県を行政庁とする法人における比率が高いものと

して、「地域社会の健全な発展」の42.7%（内閣府13.0%）、「高齢者の福祉の増進」の22.2%（内閣府6.3%）、「勤労意欲のある者に対する就労の支援」の16.6%（内閣府3.3%）がある。

表2-2-1 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団	
					うち社団	うち財団			
法人実数	9,300 (100%)	4,089 (100%)	5,211 (100%)	2,334 (100%)	773	1,561	6,966 (100%)	3,316	3,650
1. 学術及び科学技術の振興	1,550 (16.7%)	500 (12.2%)	1,050 (20.1%)	857 (36.7%)	222	635	693 (9.9%)	278	415
2. 文化及び芸術の振興	1,548 (16.6%)	270 (6.6%)	1,278 (24.5%)	491 (21.0%)	153	338	1,057 (15.2%)	117	940
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援	936 (10.1%)	418 (10.2%)	518 (9.9%)	229 (9.8%)	75	154	707 (10.1%)	343	364
4. 高齢者の福祉の増進	1,695 (18.2%)	1,324 (32.4%)	371 (7.1%)	147 (6.3%)	54	93	1,548 (22.2%)	1,270	278
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援	1,234 (13.3%)	1,042 (25.5%)	192 (3.7%)	78 (3.3%)	39	39	1,156 (16.6%)	1,003	153
6. 公衆衛生の向上	1,346 (14.5%)	725 (17.7%)	621 (11.9%)	233 (10.0%)	102	131	1,113 (16.0%)	623	490
7. 児童又は青少年の健全な育成	1,880 (20.2%)	565 (13.8%)	1,315 (25.2%)	491 (21.0%)	141	350	1,389 (19.9%)	424	965
8. 勤労者の福祉の向上	256 (2.8%)	81 (2.0%)	175 (3.4%)	49 (2.1%)	20	29	207 (3.0%)	61	146
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること	1,539 (16.5%)	448 (11.0%)	1,091 (20.9%)	423 (18.1%)	165	258	1,116 (16.0%)	283	833
10. 犯罪の防止又は治安の維持	189 (2.0%)	76 (1.9%)	113 (2.2%)	39 (1.7%)	12	27	150 (2.2%)	64	86
11. 事故又は災害の防止	437 (4.7%)	232 (5.7%)	205 (3.9%)	158 (6.8%)	96	62	279 (4.0%)	136	143
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶	97 (1.0%)	44 (1.1%)	53 (1.0%)	34 (1.5%)	15	19	63 (0.9%)	29	34
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護	40 (0.4%)	11 (0.3%)	29 (0.6%)	27 (1.2%)	10	17	13 (0.2%)	1	12
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進	293 (3.2%)	81 (2.0%)	212 (4.1%)	133 (5.7%)	41	92	160 (2.3%)	40	120
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力	647 (7.0%)	161 (3.9%)	486 (9.3%)	415 (17.8%)	119	296	232 (3.3%)	42	190
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備	785 (8.4%)	296 (7.2%)	489 (9.4%)	212 (9.1%)	78	134	573 (8.2%)	218	355
17. 国土の利用、整備又は保全	427 (4.6%)	215 (5.3%)	212 (4.1%)	100 (4.3%)	61	39	327 (4.7%)	154	173
18. 国政の健全な運営の確保に資すること	678 (7.3%)	577 (14.1%)	101 (1.9%)	98 (4.2%)	37	61	580 (8.3%)	540	40
19. 地域社会の健全な発展	3,279 (35.3%)	2,067 (50.6%)	1,212 (23.3%)	303 (13.0%)	121	182	2,976 (42.7%)	1,946	1,030
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上	346 (3.7%)	162 (4.0%)	184 (3.5%)	134 (5.7%)	65	69	212 (3.0%)	97	115
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保	407 (4.4%)	200 (4.9%)	207 (4.0%)	102 (4.4%)	42	60	305 (4.4%)	158	147
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進	394 (4.2%)	235 (5.7%)	159 (3.1%)	150 (6.4%)	81	69	244 (3.5%)	154	90
23. その他、政令で定めるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)	0	0

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約2倍となっている。

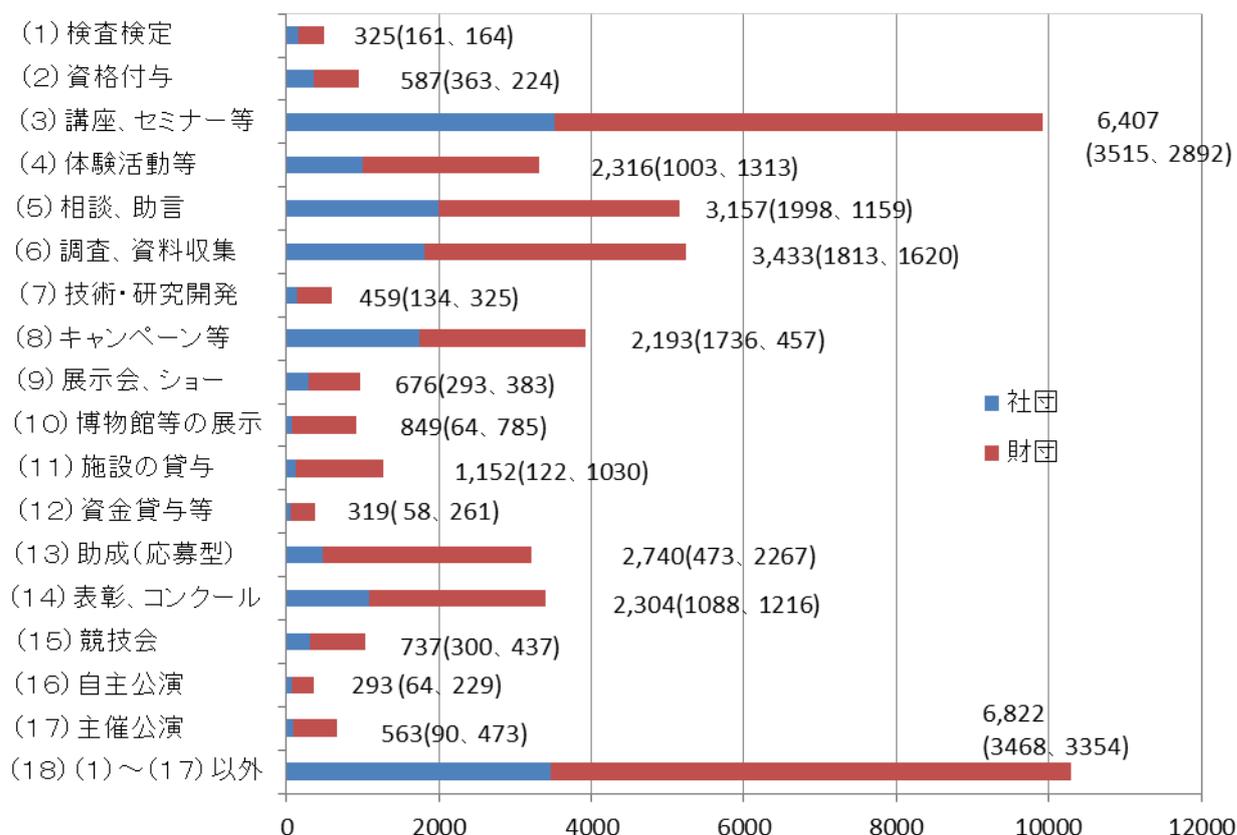
2. 公益目的事業の事業類型

公益目的事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」でなければならない。この事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、「公益目的事業のチェックポイント」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」参考）がある。そこでは、便宜、事業の特性に応じた計18種類の事業類型を挙げ、それぞれについて事業の公益性を判断するに当たってのチェックポイントを掲げている。

9,300公益法人を公益目的事業の事業類型別（18類型）に見ると、多い順（複数計上）（注）に「講座、セミナー、育成」（68.9%）、「調査、資料収集」（36.9%）、「相談、助言」（33.9%）となっている。

（注）複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため。

図2-2-2 公益目的事業の事業類型別（18類型）の法人数



（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約3.8倍となっている。

社団・財団の別に、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-2）。

順位	合計 (9,300 法人)	公益社団法人 (4,089 法人)	公益財団法人 (5,211 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,407 法人 (68.9%)	講座、セミナー、育成 3,515 法人 (86.0%)	講座、セミナー、育成 2,892 法人 (55.5%)
2	調査、資料収集 3,433 法人 (36.9%)	相談、助言 1,998 法人 (48.9%)	助成（応募型） 2,267 法人 (43.5%)
3	相談、助言 3,157 法人 (33.9%)	調査、資料収集 1,813 法人 (44.3%)	調査、資料収集 1,620 法人 (31.1%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

社団・財団の別に着目して10ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、公益社団法人における比率が高いものとして、「キャンペーン、〇〇月間」の42.5%（財団8.8%）、「講座、セミナー、育成」の86.0%（財団55.5%）、「相談、助言」の48.9%（財団22.2%）、「調査、資料収集」の44.3%（財団31.1%）がある。また、公益財団法人における比率が高いものとして、「助成（応募型）」の43.5%（社団11.6%）、「施設の貸与」の19.8%（社団3.0%）、「博物館等の展示」の15.1%（社団1.6%）がある。

行政庁の区分別も含め、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表2-2-2）。

順位	合計 (9,300 法人)	内閣府 (2,334 法人)	都道府県 (6,966 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,407 法人 (68.9%)	講座、セミナー、育成 1,481 法人 (63.5%)	講座、セミナー、育成 4,926 法人 (70.7%)
2	調査、資料収集 3,433 法人 (36.9%)	調査、資料収集 1,039 法人 (44.5%)	相談、助言 2,741 法人 (39.3%)
3	相談、助言 3,157 法人 (33.9%)	助成（応募型） 946 法人 (40.5%)	調査、資料収集 2,394 法人 (34.4%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

行政庁の区分に着目して10ポイント以上の比率差があるものを比率差の大きい順に挙げると、内閣府を行政庁とする法人における比率が高いものとして、「助成（応募型）」の40.5%（都道府県25.8%）、「資格付与」の16.1%（都道府県3.0%）、「調査、資料収集」の44.5%（都道府県34.4%）がある。また、都道府県を行政庁とする法人における比率が高いものとして、「相談、助言」の39.3%（内閣府17.8%）、「キャンペーン、〇〇月間」の28.3%（内閣府9.4%）、「体験活動等」の27.9%（内閣府16.0%）がある。

表 2-2-2 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団	
					うち社団	うち財団			
法人実数	9,300 (100%)	4,089 (100%)	5,211 (100%)	2,334 (100%)	773	1,561	6,966 (100%)	3,316	3,650
(1) 検査検定	325 (3.5%)	161 (3.9%)	164 (3.1%)	123 (5.3%)	60	63	202 (2.9%)	101	101
(2) 資格付与	587 (6.3%)	363 (8.9%)	224 (4.3%)	376 (16.1%)	235	141	211 (3.0%)	128	83
(3) 講座、セミナー、育成	6,407 (68.9%)	3,515 (86.0%)	2,892 (55.5%)	1,481 (63.5%)	649	832	4,926 (70.7%)	2,866	2,060
(4) 体験活動等	2,316 (24.9%)	1,003 (24.5%)	1,313 (25.2%)	374 (16.0%)	151	223	1,942 (27.9%)	852	1,090
(5) 相談、助言	3,157 (33.9%)	1,998 (48.9%)	1,159 (22.2%)	416 (17.8%)	201	215	2,741 (39.3%)	1,797	944
(6) 調査、資料収集	3,433 (36.9%)	1,813 (44.3%)	1,620 (31.1%)	1,039 (44.5%)	465	574	2,394 (34.4%)	1,348	1,046
(7) 技術開発、研究開発	459 (4.9%)	134 (3.3%)	325 (6.2%)	219 (9.4%)	71	148	240 (3.4%)	63	177
(8) キャンペーン、〇〇月間	2,193 (23.6%)	1,736 (42.5%)	457 (8.8%)	220 (9.4%)	135	85	1,973 (28.3%)	1,601	372
(9) 展示会、〇〇ショー	676 (7.3%)	293 (7.2%)	383 (7.3%)	123 (5.3%)	66	57	553 (7.9%)	227	326
(10) 博物館等の展示	849 (9.1%)	64 (1.6%)	785 (15.1%)	179 (7.7%)	29	150	670 (9.6%)	35	635
(11) 施設の貸与	1,152 (12.4%)	122 (3.0%)	1,030 (19.8%)	140 (6.0%)	24	116	1,012 (14.5%)	98	914
(12) 資金貸与、債務保証等	319 (3.4%)	58 (1.4%)	261 (5.0%)	40 (1.7%)	13	27	279 (4.0%)	45	234
(13) 助成(応募型)	2,740 (29.5%)	473 (11.6%)	2,267 (43.5%)	946 (40.5%)	131	815	1,794 (25.8%)	342	1,452
(14) 表彰、コンクール	2,304 (24.8%)	1,088 (26.6%)	1,216 (23.3%)	735 (31.5%)	313	422	1,569 (22.5%)	775	794
(15) 競技会	737 (7.9%)	300 (7.3%)	437 (8.4%)	158 (6.8%)	84	74	579 (8.3%)	216	363
(16) 自主公演	293 (3.2%)	64 (1.6%)	229 (4.4%)	87 (3.7%)	33	54	206 (3.0%)	31	175
(17) 主催公演	563 (6.1%)	90 (2.2%)	473 (9.1%)	67 (2.9%)	15	52	496 (7.1%)	75	421
(18) 上記(1)～(17)の事業 区分に該当しない事業	6,822 (73.4%)	3,468 (84.8%)	3,354 (64.4%)	1,383 (59.3%)	535	848	5,439 (78.1%)	2,933	2,506

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数の約 3.8 倍となっている。

第3節 変更認定等

公益法人が公益目的事業の種類・内容等変更する場合は、行政庁に対して変更の手続を行う必要がある。この手続は、変更の内容に応じて変更認定と変更届出の2種類がある。

1. 変更認定

公益法人は、1) 公益目的事業の種類又は内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、2) 収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、3) 公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴う場合に限る。）を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない（認定法 § 11、認定法施行規則 § 7）。

平成25年度における変更認定の処分件数は、計594件である。社団・財団別の内訳は、公益社団法人が288件（48.5%）、公益財団法人が306件（51.5%）である（表2-3-1）。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が93件（15.7%）、都道府県を行政庁とする法人が501件（84.3%）となっており、全件数の6割に近い（58.6%）。公益法人数の増加に伴い、変更認定の件数も増加している。

表2-3-1 年度別の変更認定処分件数（社団・財団別）

		合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	58	0	4	1	6	21	26
	財団	146	0	5	13	25	36	67
	計	204	0	9	14	31	57	93
都道府県計	社団	395	0	4	2	22	105	262
	財団	415	0	5	15	41	115	239
	計	810	0	9	17	63	220	501
合計	社団	453	0	8	3	28	126	288
	財団	561	0	10	28	66	151	306
	計	1,014	0	18	31	94	277	594

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2. 変更届出

公益法人は、1) 法人の名称又は代表者の氏名等の変更、2) 公益目的事業の種類・内容若しくは収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更がない場合）又は（公益目的事業を行う区域若しくは事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴わない場合）、3) 定款の変更（変更認定を要するものを除く。）

等があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 13 I）。

平成 25 年度における変更届出の件数は、計 12,018 件である。社団・財団別の内訳は、公益社団法人が 4,522 件（37.6%）、公益財団法人が 7,496 件（62.4%）である（表 2-3-2）。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が 2,877 件（23.9%）、都道府県を行政庁とする法人が 9,141 件（76.1%）となっており、全件数の 4 割に近い（39.5%）。変更認定と同様に、公益法人数の増加に伴い、変更届出の件数も増加している。

表 2-3-2 年度別の変更届出件数（社団・財団別）

		合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	2,236	4	40	201	473	717	801
	財団	6,079	13	176	619	1,305	1,890	2,076
	計	8,315	17	216	820	1,778	2,607	2,877
都道府県計	社団	9,094	3	35	453	1,695	3,187	3,721
	財団	13,024	18	158	811	2,363	4,254	5,420
	計	22,118	21	193	1,264	4,058	7,441	9,141
合計	社団	11,330	7	75	654	2,168	3,904	4,522
	財団	19,103	31	334	1,430	3,668	6,144	7,496
	計	30,433	38	409	2,084	5,836	10,048	12,018

（注）表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

第3章 財務

公益法人は、寄附金や社員からの会費収入、基本財産等の運用益、収益事業等からの収益等の収入を得て、毎事業年度の公益目的事業を行う。公益目的事業そのものから収入を得ることもあるが、公益目的事業において、事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。また、1事業年度の公益目的事業の実施費用の限度を超えて遊休財産を保有してはならない。

財務状況については、過去1年間に公益法人から提出された事業報告等の内容に基づく。平成26年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。対象法人数は計8,275法人である。

第1節 資産・負債等

1. 資産

公益法人の資産額を見ると、8,275公益法人の資産総額は計24.7兆円であり、1法人当たりの平均資産額は29億8,600万円、中央値は1億9,100万円である(表3-1-1)。

社団・財団の別に見ると、3,669公益社団法人の1法人当たりの平均資産額は10億2,100万円、中央値は5,500万円であり、4,606公益財団法人の平均資産額は45億5,100万円、中央値は4億9,900万円である。平均資産額は財団が社団の4.5倍、中央値は9.1倍となっている。

表3-1-1 資産額規模別の公益法人数(社団・財団別)

		法人数	資産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	664	2,142,788	3,227	120	67	118	122	216	50	91
	財団	1,344	13,635,543	10,145	983	21	76	50	315	219	663
	計	2,008	15,778,331	7,858	529	88	194	172	531	269	754
都道府県計	社団	3,005	1,602,989	533	46	375	1,190	533	592	118	197
	財団	3,262	7,324,591	2,245	381	38	275	290	1,240	500	919
	計	6,267	8,927,581	1,425	139	413	1,465	823	1,832	618	1,116
合計	社団	3,669 (100.0%)	3,745,777	1,021	55	442 (12.0%)	1,308 (35.7%)	655 (17.9%)	808 (22.0%)	168 (4.6%)	288 (7.8%)
	財団	4,606 (100.0%)	20,960,134	4,551	499	59 (1.3%)	351 (7.6%)	340 (7.4%)	1,555 (33.8%)	719 (15.6%)	1,582 (34.3%)
	計	8,275 (100.0%)	24,705,911	2,986	191	501 (6.1%)	1,659 (20.0%)	995 (12.0%)	2,363 (28.6%)	887 (10.7%)	1,870 (22.6%)
前年合計		5,484 (100.0%)	18,709,863	3,412	217	292 (5.3%)	1,049 (19.1%)	651 (11.9%)	1,556 (28.4%)	613 (11.2%)	1,323 (24.1%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

2. 負債

公益法人の負債額を見ると、8,275 公益法人の負債総額は計 13.6 兆円であり、1 法人当たりの平均負債額は 16 億 5,000 万円、中央値は 1,200 万円である（表 3-1-2）。

全体では負債額 1 千万円未満の法人が半数近く（47.4%）を占めている。社団・財団の別に見ると、3,669 公益社団法人の 1 法人当たりの平均負債額は 6 億 7,900 万円、中央値は 1,100 万円であり、4,606 公益財団法人の平均負債額は 24 億 2,300 万円、中央値は 1,200 万円である。中央値については両者でほとんど差がないのに対し、平均負債額では財団が社団に対して 3.6 倍となっている。

表 3-1-2 負債額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	負債額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	664	1,523,779	2,295	18	249	225	62	93	7	28
	財団	1,344	8,288,489	6,167	12	640	287	111	184	37	85
	計	2,008	9,812,268	4,887	14	889	512	173	277	44	113
都道府県計	社団	3,005	966,228	322	10	1,482	966	216	224	38	79
	財団	3,262	2,872,546	881	13	1,552	577	265	488	128	252
	計	6,267	3,838,774	613	11	3,034	1,543	481	712	166	331
合計	社団	3,669 (100.0%)	2,490,007	679	11	1,731 (47.2%)	1,191 (32.5%)	278 (7.6%)	317 (8.6%)	45 (1.2%)	107 (2.9%)
	財団	4,606 (100.0%)	11,161,035	2,423	12	2,192 (47.6%)	864 (18.8%)	376 (8.2%)	672 (14.6%)	165 (3.6%)	337 (7.3%)
	計	8,275 (100.0%)	13,651,042	1,650	12	3,923 (47.4%)	2,055 (24.8%)	654 (7.9%)	989 (12.0%)	210 (2.5%)	444 (5.4%)
前年合計	5,484 (100.0%)	10,495,799	1,914	12	2,556 (46.6%)	1,451 (26.5%)	437 (8.0%)	657 (12.0%)	121 (2.2%)	262 (4.8%)	

（注）過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 26 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

3. 正味財産

正味財産は、公益法人会計基準（平成 20 年）では、指定正味財産、一般正味財産及び基金（法人法 § 131 に基づき設定している場合）に区分することとされている。このうち指定正味財産は、寄附によって受け入れた資産であって、寄附者等の意思により当該資産の用途について制約が課されているものをいう。一般正味財産とは、指定正味財産以外の正味財産（基金を除く。）である。

8,275 公益法人の正味財産の総額は計 11.1 兆円（うち指定正味財産 6.7 兆円、一般正味財産 4.3 兆円）であり、1 法人当たりの平均正味財産額は 13 億 3,600 万円、中央値は 1 億 3,900 万円である（表 3-1-3）。

社団・財団の別に見ると、3,669 公益社団法人の 1 法人当たりの平均正味財産額は 3 億 4,200 万円、中央値は 3,500 万円であり、4,606 公益財

団法人の平均値は 21 億 2,800 万円、中央値は 4 億 200 万円である。平均値で財団は社団の 6 倍、中央値では 11 倍以上となっている。

表 3-1-3 公益法人の正味財産額（社団・財団別）

		法人数	正味財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
内閣府	社団	664	619,008	932	88	434,611	183,342
	財団	1,344	5,350,432	3,981	871	3,272,066	2,057,270
	計	2,008	5,969,440	2,973	468	3,706,676	2,240,612
都道府県計	社団	3,005	636,775	212	29	225,507	403,478
	財団	3,262	4,452,282	1,365	303	2,732,953	1,660,724
	計	6,267	5,089,057	812	100	2,958,460	2,064,202
合計	社団	3,669	1,255,783	342	35	660,118	586,820
	財団	4,606	9,802,714	2,128	402	6,005,018	3,717,994
	計	8,275	11,058,498	1,336	139	6,665,136	4,304,814
前年合計		5,484	8,224,231	1,500	163	4,970,097	3,184,041

(注) 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 26 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

4. 遊休財産

遊休財産とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産をいう。公益法人が、社会経済情勢の変化や、法人に関する状況の変化等に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる財産を持つことは必要であり、遊休財産を保有することが直ちに問題となるものではないが、公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することにもなることから、公益法人は、1 年分の公益目的事業費相当額を超える遊休財産を保有しないこととされている（認定法 § 16Ⅱ）。

8,275 公益法人の保有する遊休財産額（遊休財産として認定法施行規則 § 22 で定めるものの価額の合計額）を見ると、1 法人当たりの平均遊休財産額は 1 億 1,200 万円、中央値は 1,800 万円である。これに対応する上限に当たる 1 法人当たりの平均公益目的事業費用額は 4 億 7,700 万円、中央値は 7,900 万円である。8,275 公益法人の全体では、年間の公益目的事業費の総額計 3 兆 9,460 億 8,000 万円に対し、遊休財産の総額は計 9,303 億 2,600 万円（23.6%）となっている（表 3-1-4、表 3-2-3）。

社団・財団の別に見ると、3,669 公益社団法人の 1 法人当たりの遊休財産額の

平均値は7,600万円、中央値は1,800万円であり、4,606公益財団法人の遊休財産額の平均値は1億4,100万円、中央値は1,900万円である。中央値では両者にほとんど差がないのに対して、財団の平均値は社団の2倍に近い。

表3-1-4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）

		法人数	遊休財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)
内閣府	社団	664	122,630	185	35
	財団	1,344	245,587	183	83
	計	2,008	368,218	183	33
都道府県計	社団	3,005	156,787	52	16
	財団	3,262	405,322	124	15
	計	6,267	562,109	90	16
合計	社団	3,669	279,417	76	18
	財団	4,606	650,909	141	19
	計	8,275	930,326	112	18
前年合計		5,484	600,987	110	21

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

第2節 収入・費用等

1. 収入

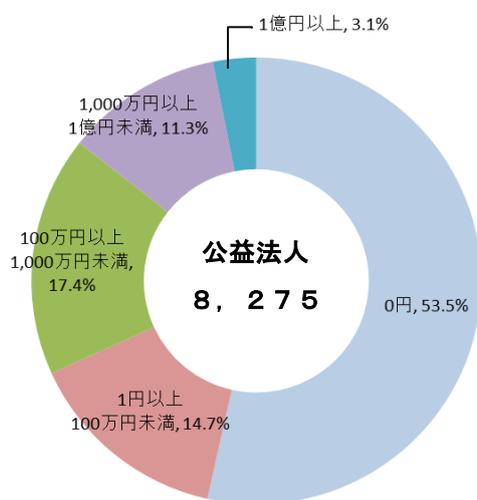
(1) 寄附金

寄附金は、公益法人の活動を支える重要な財源である。公益法人において、寄附金は、原則として公益目的事業に使用すべき公益目的事業財産となるが、公益目的事業以外に用途が特定された場合には、その内容に従うことになる。

8,275 公益法人のうち 3,849 の法人に寄附金収入があり、その総額は計 1,816 億円であった。半数を超える公益法人において寄附金収入がなく、特に公益社団法人においては、寄附金収入のないものが 3,669 法人中 2,397 法人（65.3%）と3分の2に近い（図3-2-1から図3-2-3）。

寄附金収入のある 3,849 公益法人で見ると、1法人当たりの寄附金収入額の平均値は 4,700 万円、中央値は 300 万円である。社団・財団の別に見ると、1,272 公益社団法人の寄附金収入額の平均値は 1,200 万円、中央値は 100 万円であり、2,577 公益財団法人の平均値は 6,400 万円、中央値は 500 万円である。平均値は財団が社団の 5.3 倍となっている。

図3-2-1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合



(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

図 3-2-2 寄附金収入額規模別の公益法人の割合（社団）

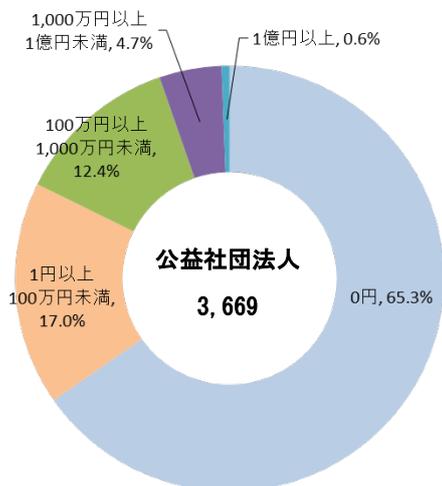
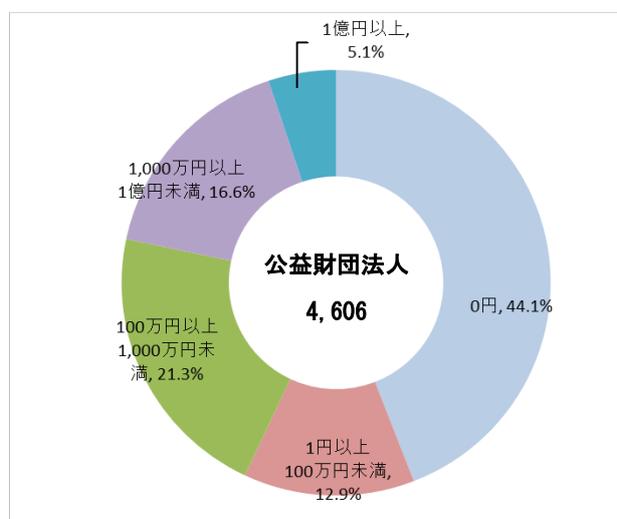


図 3-2-3 寄附金収入額規模別の公益法人の割合（財団）



（注）過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 26 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

表 3-2-1 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

	法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数	寄附金あり法人		0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上	
				平均値 (百万円)	中央値 (百万円)						
内閣府	社団	664	11,972	414	29	3	250	115	178	102	19
	財団	1,344	119,912	963	125	20	381	98	253	437	175
	計	2,008	131,884	1,377	96	12	631	213	431	539	194
都道府県計	社団	3,005	3,782	858	4	1	2,147	510	277	69	2
	財団	3,262	46,006	1,614	29	2	1,648	497	728	328	61
	計	6,267	49,787	2,472	20	2	3,795	1,007	1,005	397	63
合計	社団	3,669 (100.0%)	15,754	1,272	12	1	2,397 (65.3%)	625 (17.0%)	455 (12.4%)	171 (4.7%)	21 (0.6%)
	財団	4,606 (100.0%)	165,917	2,577	64	5	2,029 (44.1%)	595 (12.9%)	981 (21.3%)	765 (16.6%)	236 (5.1%)
	計	8,275 (100.0%)	181,671	3,849	47	3	4,426 (53.5%)	1,220 (14.7%)	1,436 (17.4%)	936 (11.3%)	257 (3.1%)
前年合計	5,484 (100.0%)	215,674	2,666	81	4	2,818 (51.4%)	739 (13.5%)	941 (17.2%)	766 (14.0%)	220 (4.0%)	

（注）1 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 26 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

2 平均値及び中央値は、寄附金収入のある法人（3,849 法人）についての値である。

（2）会費（公益社団法人）

公益社団法人のうち 84%に当たる 3,064 法人において会費収入があり、その総額は 920 億円である（表 3-2-2）。

表 3-2-2 会費収入のある公益社団法人数（行政庁別）

	公益社団法人数	会費収入額計 (百万円)	会費収入を上 げている法人 法人数	平均値	中央値	0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
				(百万円)	(百万円)					
内閣府	664 (100%)	65,124	563	116	12	101 (15.2%)	50 (7.5%)	202 (30.4%)	249 (37.5%)	62 (9.3%)
都道府県計	3,005 (100%)	26,879	2,501	11	2	504 (16.8%)	917 (30.5%)	1,119 (37.2%)	430 (14.3%)	35 (1.2%)
合計	3,669 (100%)	92,004	3,064	30	3	605 (16.5%)	967 (26.4%)	1,321 (36.0%)	679 (18.5%)	97 (2.6%)
前年合計	2,349	39,819	1,974	20	2					

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

2. 公益目的事業の費用・収入

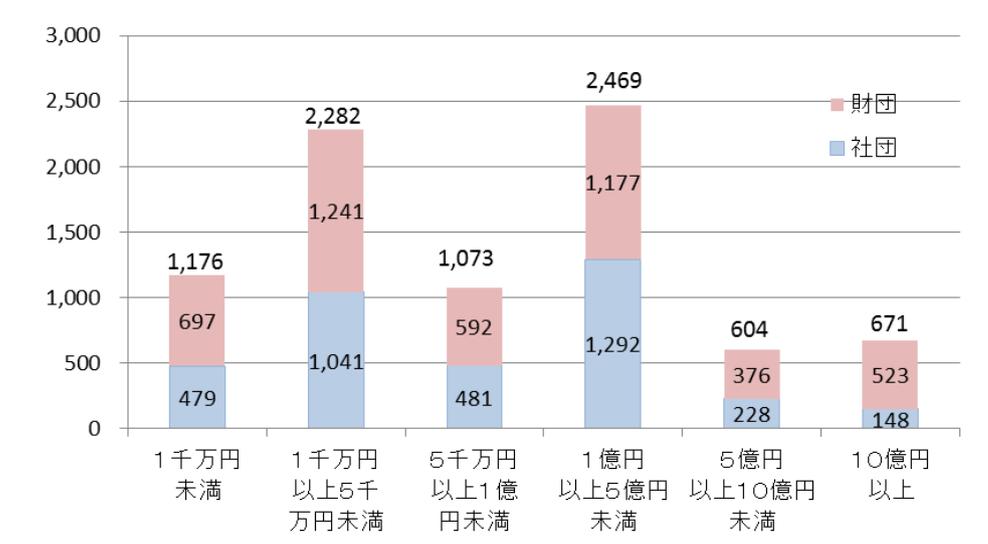
(1) 公益目的事業費用

公益目的事業費用とは、公益目的事業を実施するために支出した費用の額である。公益法人が作成する正味財産増減計算書の費用に計上される。

8,275 公益法人の公益目的事業費用の総額は計 3 兆 9,460 億円であり、1 法人当たりの公益目的事業費用の平均値は 4 億 7,700 万円、中央値は 7,900 万円である（表 3-2-3）。公益目的事業費用が 1,000 万円未満の法人が計 1,176 法人（14.2%）あるのを含め、1 億円未満の法人が計 4,531 法人と全体の 5 割以上（54.8%）を占めている（図 3-2-4、表 3-2-3）。

社団・財団の別に見ると、3,669 公益社団法人の 1 法人当たりの公益目的事業費用の平均値は 3 億 3,600 万円、中央値は 8,000 万円であり、4,606 公益財団法人の平均値は 5 億 8,900 万円、中央値は 7,700 万円である。

図 3-2-4 公益目的事業費用額の分布



(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

表 3-2-3 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	664	505,950	762	82	46	198	121	217	42	40
	財団	1,344	928,142	691	92	121	359	222	408	101	133
	計	2,008	1,434,092	714	88	167	557	343	625	143	173
都道府県計	社団	3,005	728,146	242	80	433	843	360	1,075	186	108
	財団	3,262	1,783,843	547	69	576	882	370	769	275	390
	計	6,267	2,511,989	401	75	1,009	1,725	730	1,844	461	498
合計	社団	3,669 (100.0%)	1,234,096	336	80	479 (13.1%)	1,041 (28.4%)	481 (13.1%)	1,292 (35.2%)	228 (6.2%)	148 (4.0%)
	財団	4,606 (100.0%)	2,711,985	589	77	697 (15.1%)	1,241 (26.9%)	592 (12.9%)	1,177 (25.6%)	376 (8.2%)	523 (11.4%)
	計	8,275 (100.0%)	3,946,080	477	79	1,176 (14.2%)	2,282 (27.6%)	1,073 (13.0%)	2,469 (29.8%)	604 (7.3%)	671 (8.1%)
前年合計		5,484 (100.0%)	2,585,687	471	87	651 (11.9%)	1,466 (26.7%)	744 (13.6%)	1,747 (31.9%)	423 (7.7%)	453 (8.3%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

(2) 公益目的事業収入

公益目的事業収入とは、公益目的事業の対価収入の額である。公益法人が作成する正味財産増減計算書の収益に計上される。

公益目的事業を行うためには、寄附金、会費や基本財産の運用益など、費用を賄うに足りる収入が法人全体としてある必要があるが、必ずしも公益目的事業において対価収入を上げる必要があるわけではない。

8,275 公益法人の公益目的事業収入の総額は計 2 兆 7,873 億円であり、1 法人当たりの公益目的事業収入額の平均値は 3 億 3,700 万円、中央値は 1,900 万円である（表 3-2-4）。公益目的事業収入のない法人が計 1,785 法人（21.6%）ある一方、公益目的事業収入額 1 億円以上の法人も 2,658 法人（32.1%）ある。

社団・財団の別に見ると、公益社団法人（3,669 法人）の 1 法人当たりの公益目的事業収入額の平均値は 2 億 3,600 万円、中央値は 3,100 万円であり、公益財団法人（4,606 法人）の公益目的事業収入額の平均値は 4 億 1,700 万円、中央値は 1,100 万円である。財団において中央値と平均値の乖離が大きく（38 倍）、収入額規模別の分布において分極化しているものと見られる。

表 3-2-4 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	公益目的事業 収入額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	664	311,917	470	29	61	132	205	88	132	21	25
	財団	1,344	557,531	415	2	558	227	148	92	184	57	78
	計	2,008	869,448	433	12	619	359	353	180	316	78	103
都道府県計	社団	3,005	553,531	184	31	400	866	375	260	884	144	76
	財団	3,262	1,364,335	418	17	766	703	495	241	564	196	297
	計	6,267	1,917,866	306	22	1,166	1,569	870	501	1,448	340	373
合計	社団	3,669 (100.0%)	865,448	236	31	461 (12.6%)	998 (27.2%)	580 (15.8%)	348 (9.5%)	1,016 (27.7%)	165 (4.5%)	101 (2.8%)
	財団	4,606 (100.0%)	1,921,866	417	11	1,324 (28.7%)	930 (20.2%)	643 (14.0%)	333 (7.2%)	748 (16.2%)	253 (5.5%)	375 (8.1%)
	計	8,275 (100.0%)	2,787,314	337	19	1,785 (21.6%)	1,928 (23.3%)	1,223 (14.8%)	681 (8.2%)	1,764 (21.3%)	418 (5.1%)	476 (5.8%)
前年合計		5,484 (100.0%)	1,824,956	333	19	1,325 (24.2%)	1,118 (20.4%)	732 (13.3%)	480 (8.8%)	1,247 (22.7%)	283 (5.2%)	299 (5.5%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

3. 公益目的事業比率

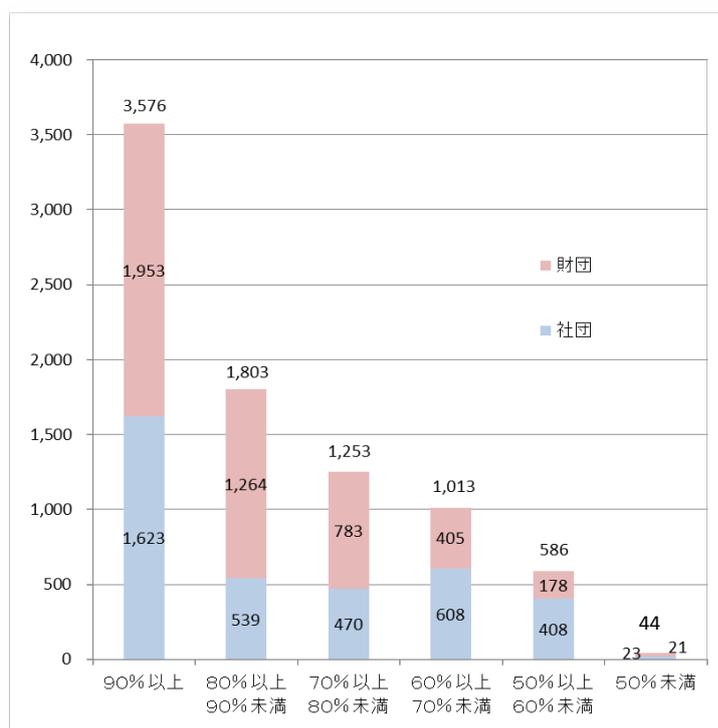
公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものとされている（認定法 §5①）。毎事業年度における公益目的事業比率（法人の経常費用全体に占める公益目的事業に係る経常費用の比率）が百分の五十以上になるように公益目的事業を行わなければならない（認定法 §5⑧、§15）。

公益目的事業比率別の分布を見ると、公益目的事業比率が90%以上の法人が最も多く、全体の4割を占める（図3-2-5、表3-2-5）。全法人の6割が比率80%以上となっており、中央値は87.1%である。公益目的事業に加え、収益事業やその他事業を行っている場合には、それらの事業規模によっても公益目的事業比率は低くなることになる。

他方、何らかの事情により、公益目的事業比率が50%を下回る法人が44法人あり、速やかな事業の見直し等が求められる（注）。

(注) 年度途中の分かち決算の関係で50%を下回ることになったケースや、平成26年12月1日時点において事業報告等の記載誤りが未訂正であるケースもあり、44件全てが認定法上、直ちに問題があるというわけではない。

図 3-2-5 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

表 3-2-5 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満	中央値 (%)
内閣府	社団	664	170	208	155	90	39	2	82.5
	財団	1,344	560	401	235	104	41	3	87.5
	計	2,008	730	609	390	194	80	5	86.0
都道府県計	社団	3,005	1,453	331	315	518	369	19	88.8
	財団	3,262	1,393	863	548	301	137	20	87.5
	計	6,267	2,846	1,194	863	819	506	39	87.8
合計	社団	3,669 (100.0%)	1,623 (44.2%)	539 (14.7%)	470 (12.8%)	608 (16.6%)	408 (11.1%)	21 (0.6%)	87.5
	財団	4,606 (100.0%)	1,953 (42.4%)	1,264 (27.4%)	783 (17.0%)	405 (8.8%)	178 (3.9%)	23 (0.5%)	86.3
	計	8,275 (100.0%)	3,576 (43.2%)	1,803 (21.8%)	1,253 (15.1%)	1,013 (12.2%)	586 (7.1%)	44 (0.5%)	87.1

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

4. 収益事業等

公益法人が健全な運営を維持し、公益目的事業を積極的に行うためには、そのための収入が必要である。このため、公益法人には、収入確保の一方法として収益事業を行うことが認められている。また、このほかに、法人の構成員を

対象として行う相互扶助等の事業（その他の事業）を行うことも認められている。これらの収益事業等は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべきものであり、認定法は、他の事業と区分して経理を行うことを求めている（認定法 § 19）。

公益目的事業比率が 50%以上である必要があるため、収益事業等の比率は 50%未満でなければならない。また、収益事業等で上げた利益の 50%以上は、公益目的事業のために使わなければならない（認定法 § 18④、認定法施行規則 § 24）。

公益法人のうち、収益事業等を行っている法人は 3,840 法人（46.4%）である（表 3-2-6）。社団・財団の別に見ると、公益社団法人の 52.3%が収益事業等を行っており、公益財団法人の 41.7%より 10 ポイント高い。

行政庁の区分別に見ると、収益事業等を行っている法人の割合は、都道府県を行政庁とする法人では 50.4%と過半数を占めるのに対して、内閣府を行政庁とする法人では 33.8%と 3分の1強にとどまっている。特に内閣府を行政庁とする公益財団法人では 26.8%にとどまっており、収益事業等によらずに事業資金を賄っている法人が相対的に多いことを示している。

表 3-2-6 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		法人数	収益事業等を行っている法人数	割合(%)
内閣府	社団	664	319	48.0%
	財団	1,344	360	26.8%
	計	2,008	679	33.8%
都道府県計	社団	3,005	1,600	53.2%
	財団	3,262	1,561	47.9%
	計	6,267	3,161	50.4%
合計	社団	3,669	1,919	52.3%
	財団	4,606	1,921	41.7%
	計	8,275	3,840	46.4%

(注) 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 26 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

第4章 税制

公益法人については、公益認定の基準が認定法に定められ、その基準に適合することについて民間有識者による合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）による審査が行われることを踏まえ、税制上の優遇措置が講じられている。

第1節 公益法人に対する寄附に係る税制

1. 個人が支出する寄附金についての特例（所得税）

（1）所得控除

現行の制度では、公益法人は全て税法上の「特定公益増進法人」（注）とされ、公益法人に対する寄附が所得控除の対象となった。平成26年12月1日時点で9,300ある公益法人は、全て特定公益増進法人である。

個人が、特定公益増進法人に対して寄附金を支出した場合、寄附者は寄附金の額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額について寄附金控除（所得控除）を受けることができる（所得税法§78の1）。

（注）「特定公益増進法人」とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令§217又は法人税法施行令§77において列挙されている法人をいう。

（2）税額控除

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件（注）を満たす公益法人に対して個人が寄附金を支出した場合、寄附金の額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）について所得税額の特別控除（税額控除）を受けることができる（租税特別措置法§41の18の3、租税特別措置法施行令§26の28の2）。

なお、所得控除に加えて税額控除が適用される公益法人に対し寄附をした場合には、寄附者がいずれかを選択することができる。

税額控除制度は平成23年度に導入され、一定の要件を満たすことについては行政庁から証明を受けることとされた。税額控除の証明を受けた公益法人の数は毎年伸びてきており（表4-1-1、図4-1-1）、平成26年12月1日現

在、9,300 の公益法人のうち 872 法人（9.4%）が税額控除の証明を受けている。社団・財団の別では、公益社団法人が 195 法人（22.4%）、公益財団法人が 677 法人（77.6%）であり、8 割近くが財団である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が 396 法人（45.4%。内閣府を行政庁とする全公益法人の 17.0%）であり、都道府県を行政庁とする法人が 476 法人（54.6%。都道府県を行政庁とする全公益法人の 6.8%）となっている。

（注）いわゆるパブリックサポートテスト（PST）であり、公益法人が受け入れた寄附金の過去の実績において、次の要件のいずれかを満たすことが必要である。

〈要件1〉実績判定期間における3,000円以上の寄附者数が1年当たり100人以上（絶対要件）

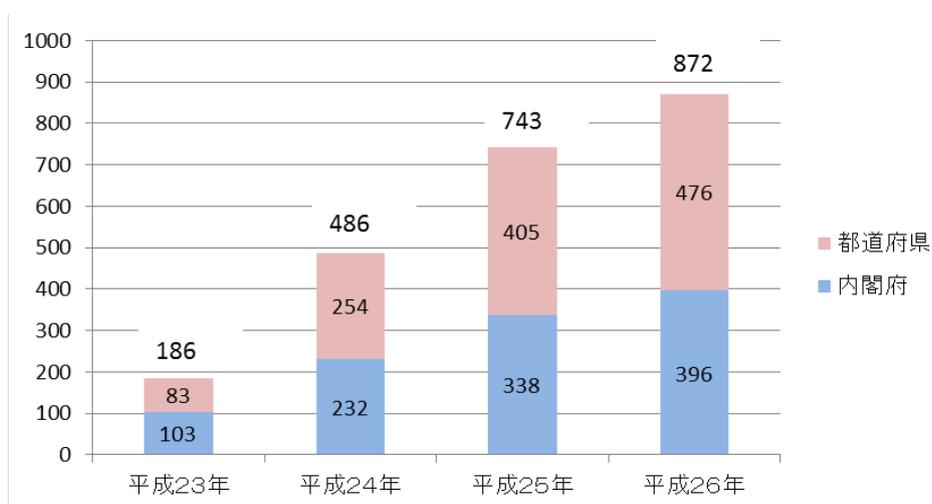
〈要件2〉実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が20%以上（相対要件）

表 4-1-1 各年 12 月 1 日現在の税額控除対象法人数（社団・財団別）

		平成23年	24年	25年	26年
内閣府	社団	17	49	80	101
	財団	86	183	258	295
	計	103	232	338	396
都道府県計	社団	14	48	83	94
	財団	69	206	322	382
	計	83	254	405	476
合計	社団	31	97	163	195
	財団	155	389	580	677
	計	186	486	743	872

（注）各年 12 月 1 日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続きが完了している法人数

図 4-1-1 各年 12 月 1 日現在の税額控除対象法人数



（注）各年 12 月 1 日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続きが完了している法人数

2. 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。両限度額を合算した額が、その法人の損金算入限度額とされる（法人税法施行令 § 77 の 2）。

特別損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額の } 0.375\%) \times 1 / 2$
一般寄附金の 損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の額の } 0.25\%) \times 1 / 4$

3. 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が公益法人に財産の寄附をした場合、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等に係る所得税が非課税となる特例（注1）が設けられている（租税特別措置法 § 40）。

また、個人が公益法人に相続財産を寄附した場合、相続税の申告書に非課税の特例の適用を受ける旨を記載するとともに寄附した財産の明細書等を添付することで、相続税が非課税となる特例（注2）が設けられている（租税特別措置法 § 70）。

（注1） 寄附を受けた法人が、当該寄附から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業に用いていないなど承認要件に該当しなくなった場合には、承認が取り消され、「寄附者」（承認された公益目的事業にいったんは用いていた場合には「公益法人」）に所得税が課税される。

（注2） 寄附を受けた法人が、当該寄附から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業に用いていない場合には、相続人に相続税が課税される。

第2節 公益法人自らに係る税制

1. 公益目的事業の非課税の特例（法人税）

公益法人は、法人税法上の「収益事業」（34種類）から生じた所得のみに対して課税される。ただし、法人税法上の収益事業であっても、認定法上の公益目的事業として認定を受けた事業は非課税となる。法人税率は、25.5%（所得金額年800万円以下の場合は15%）（注）となっている（法人税法§2⑬、§4I、§7、§66I～III、租税特別措置法§42の3の2、法人税法施行令§5）。

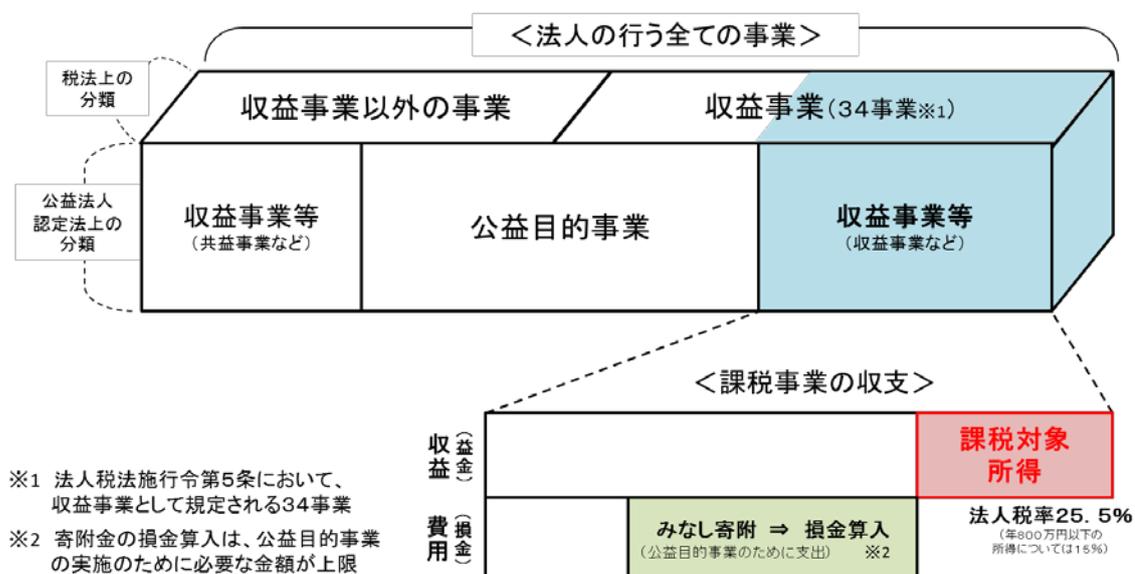
（注）平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、原則として、法人税の額の10%の復興特別法人税を法人税と同時期に申告・納付することとなる（復興財源確保法§48）。

2. みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）

公益法人は、収益事業に属する資産のうちから自らが行う公益目的事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされている（法人税法§37V）。

なお、公益法人の寄附金の損金算入限度額については、みなし寄附金がない場合には、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額とされている（法人税法§37I、法人税法施行令§73I③）。また、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額を超える額のみなし寄附金がある場合には、公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金を超えるときは、そのみなし寄附金に相当する金額）とされている（法人税法施行令§73の2）。

【参考】公益法人が行う事業に対する課税関係のイメージ



3. 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）

公益法人が支払いを受ける一定の利子・配当等に係る源泉所得税については、非課税とされている（所得税法 § 11 I）。

4. 消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例措置

平成 25 年度の税制改正により、公益法人が募集する寄附金のうち、その全額を消費税制上の課税仕入れ以外の支出（助成費など）のためにのみ使用することや期間を限定して募集することなど、一定の要件を満たしていることについて当該寄附金の募集要項等で明らかにした上で、それらについて寄附金の募集を開始する前に行政庁の確認を受けた場合には、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しないこととされた。

この税制改正以前は、その全額を助成に充てるために募集する寄附金であっても、総収入に占める寄附金収入の割合に応じて、その一部が消費税制上の課税仕入れに充てられたものとみなされ、実質的には、当該寄附金の一部に消費税が課されるのと同じ結果となっていた。この改正により、公益法人は、消費税を負担することなく当該確認を受けた寄附金の全額を助成費等に充てることのできるようになった（消費税法施行令 § 75）。なお、この制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降に募集を開始する寄附金から適用されている。

第5章 監督

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対して立入検査及び報告徴収を行うことができる。また、認定法の定める公益認定基準への不適合、その他の法令違反等が疑われる場合には、必要な措置をとるべき旨の勧告を、次いで勧告に係る措置がとられないときは当該措置をとるべき旨の命令を行い、更には公益認定の取消しを行うことができる。

立入検査と報告徴収は、勧告、命令等の監督処分等に先行する調査のため法が定める手段である。立入検査と報告徴収の権限は、欠格事由に関するものを除き、法律で合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に委任されている。

監督については、基本的に会計年度によりデータを整理している。

第1節 立入検査等

1. 立入検査

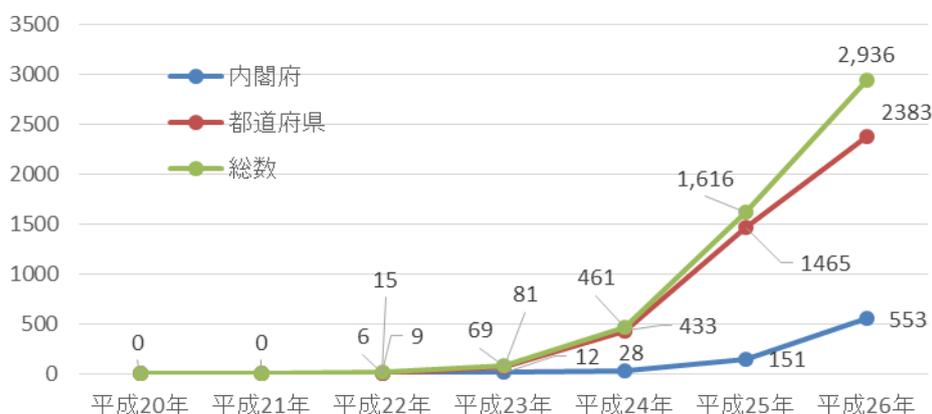
行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、その職員に、公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる（認定法 § 27 I）。

公益法人に対する立入検査について、内閣府では、平成 20 年 11 月 21 日に公表した「監督の基本的考え方」を踏まえ、概ね 3 年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとするなどの原則的な考え方を示しており（平成 21 年 12 月 24 日内閣府「立入検査の考え方」）、都道府県に対しても、内閣府とできる限り同内容のものとなるよう要請している。これは、個別の必要に応じて実施するもののほか、立入検査を計画的に実施するという考え方である。

行政庁の立入検査の権限は、認定法第 6 条の欠格事由に関するものを除き、各行政庁の合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に法律上委任されている（認定法 § 59）。このため、立入検査は原則、各合議制の機関の判断に基づき、その名前で行われる。

平成 26 年度（会計年度）においては、全行政庁で延べ 2,936 件の認定法に基づく立入検査が行われている（表 5-1-1）。内訳は、内閣府実施分 553 件、都道府県実施分 2,383 件である。平成 25 年 11 月末に旧公益法人の新制度への移行期間満了後、平成 26 年度に入り特に内閣府において急増している。

図5-1-1 年度別の立入検査実施件数(対公益法人)



(注) 図中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回立入検査を行った場合は、それぞれ計上している。

表5-1-1 年度別の立入検査実施件数(対公益法人)

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	750	0	0	6	12	28	151	553
都道府県計	4,359	0	0	9	69	433	1,465	2,383
合計	5,109	0	0	15	81	461	1,616	2,936

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回立入検査を行った場合は、それぞれ計上している。

2. 報告徴収

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる（認定法 § 27 I）。

行政庁が報告を求める権限は、立入検査の権限と同様に、認定法第6条の欠格事由に関するものを除き、各行政庁の合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に法律上委任されている（認定法 § 59）。このため、報告徴収は原則、各合議制の機関の判断に基づき、その名前で行われる。

第2節 勧告・命令・公益認定の取消し

1. 勧告

行政庁は、公益法人について、公益認定を取り消すことができる事由（認定法 § 29 II）に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（認定法 § 28 I）。

平成 26 年度（会計年度）においては、認定法に基づき、行政庁から公益法人に対して計 3 件の勧告が出されている（表 5 - 2 - 1）。内訳は、内閣府実施分 2 件、都道府県実施分 1 件である。

行政庁が公益法人に対して勧告を行うには、1）合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）が行政庁に勧告を行い、それに基づいて行政庁が法人に対し勧告を行う場合（認定法 § 46 I、§ 54）と、2）行政庁が合議制の機関に対し諮問・答申を経た後、行政庁が勧告を行う場合（認定法 § 43 I ②、§ 51）とがある。

内閣府の 2 件の勧告は、1）の手續により公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対する勧告に基づいて行政庁が法人に対して行ったものと、2）の手續により行政庁が公益認定等委員会に諮問し、答申を経た後に行政庁が法人に対して行ったものがそれぞれ 1 件ずつである。

表 5 - 2 - 1 年度別の勧告件数(対公益法人)

	合計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	5	0	0	0	0	0	3	2
都道府県計	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	6	0	0	0	0	0	3	3

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回勧告を行った場合は、それぞれ計上している。

内閣府が行った 2 件の勧告の概要は、次のとおりである。

(公益社団法人日本プロゴルフ協会)

内閣府（内閣総理大臣）は、同法人に対して、1）暴力団排除を自ら再三掲げていたにもかかわらず、その推進役である副会長及び理事自らが指定暴力団会長等と長期にわたり交際するなどしていたこと、2）本件事案は、外部から見ると、協会の他の役員や、代議員、会員の間に広く同種の事情はないのかとの疑いを招く状況となったこと、3）本件事案に対する客観的かつ徹底的な事

実解明と再発防止策が講じられず、また、厳正な対処がなされてこなかったこと、4) 本件事案の全体像について、法人内外への説明がほとんどなされていないことを理由に、平成26年4月1日に次のような内容の勧告を行った。

- (ア) 暴力団員等が事業活動を支配していると疑われるような事態を排除するために必要な措置を講じ、公益法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。
- (イ) 上記の措置を実施するため、本件事案について、改めて客観的かつ徹底した事実解明を行うとともに、再発防止策を徹底すること。その際、本件についての役員それぞれの責任を明らかにした上で、内外に対する説明責任を果たすため、必要な措置を講ずること。

(公益社団法人全日本テコンドー協会) (注)

内閣府(内閣総理大臣)は、同法人に対して、1) 法人には代表理事主導による簿外の資金の流れが存在し、当該資金の残金が存在していないことについて明確な根拠が示されていないこと。その結果、法人として、経理的基礎を回復するための努力がなされていないと認められること、2) 法人において、代表理事個人の財布と法人の会計が区分されていないこと、3) ある時点における貸借対照表の残高が仮に正しい金額となっていたとしても、経理的基礎が備わっていることにはならないこと、4) 理事と監事は、本件事案について承知しながらこれを問題視した形跡が見られないことから、本事案に係る責任を有していると認められることを理由に、平成26年4月16日に次のような内容の勧告を行った。

- (ア) 経理的基礎を回復するため、必要な措置を講ずること。その重要な一環として、代表理事個人の財布と法人の会計とを分離するため、法人として必要な措置を講ずること。
- (イ) 上記の措置を講ずるに当たって、理事会及び社員総会において適切な検討を行うこと。その検討を通じ、本事案における理事会及び監事の責任を具体的に明らかにするとともに、再発防止策の徹底を含め、適切な措置を講ずること。

(注) 内閣府は平成26年7月1日付けで同法人の公益認定の取消しをした(後記3. 参照)。

2. 命令

行政庁は、勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措

置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（認定法 § 28Ⅲ）。

行政庁が公益法人に対して命令を行う場合、勧告の場合と同様、1) 合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）が行政庁に勧告を行い、それに基づいて行政庁が法人に対し命令を行う場合（認定法 § 46 I、 § 54）と、2) 行政庁が合議制の機関に対し諮問・答申を経た後、行政庁が命令を行う場合（認定法 § 43 I ②、 § 51）とがある。

平成 26 年度（会計年度）に、行政庁が公益法人に対して行った命令はなかつた（表 5 - 2 - 2）。

表 5 - 2 - 2 年度別の命令件数(対公益法人)

	合計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）表中の「年度」は、会計年度による。

3. 公益認定の取消し

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない（認定法 § 29 I）。これが必要的取消事由である。

- 1) 認定法に定める欠格事由に該当するに至ったとき。
- 2) 偽りその他不正の手段により公益認定、変更の認定、合併の認可を受けたとき。
- 3) 正当な理由がなく、行政庁の行った命令（認定法 § 28Ⅲ）に従わないとき。
- 4) 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき。

また、行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる（認定法 § 29 II）。これが裁量的取消事由である。

- 1) 公益法人が、認定法に定める公益認定の基準に適合しなくなったとき。
- 2) 認定法の公益法人の事業活動等の規定を遵守していないとき。
- 3) 法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

平成 26 年度（会計年度）に、行政庁が行つた公益認定の取消しは、内閣府が行つた 1 件であり、必要的取消事由の 4) に該当するものである（表 5 - 2 - 3）。

表 5 - 2 - 3 年度別の公益認定の取消し件数(対公益法人)

	合計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	1	0	0	0	0	0	0	1
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	0	0	0	1

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。

補章 1 移行法人の概況

「移行法人」とは、行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人をいう。移行法人は一般法人であり、「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」において移行認可を行った行政庁が監督を行う。

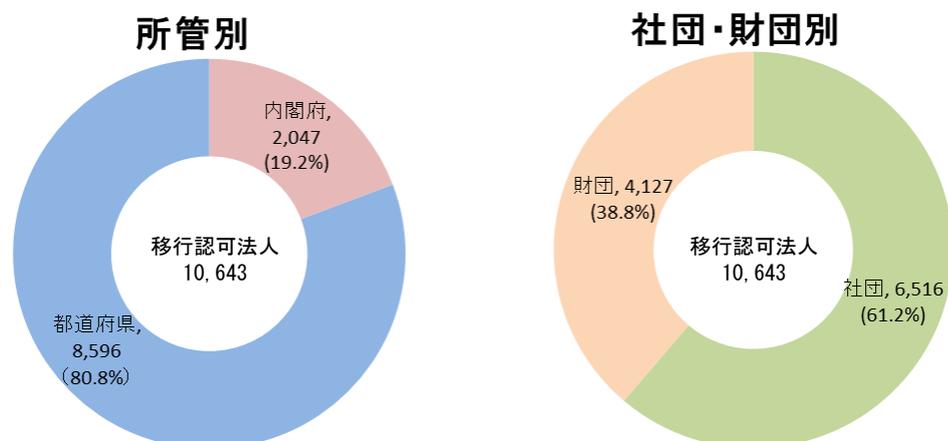
第 1 節 法人数等

1. 移行法人数

平成 26 年 12 月 1 日までに移行認可を受けた特例民法法人は、計 11,487 法人で、このうち 806 法人は、平成 26 年 12 月 1 日までに既に公益目的支出計画を完了したことについて行政庁から確認を得ている。このほか、公益目的支出計画を完了したとみなされた 7 法人、解散した 13 法人及び合併により消滅した 18 法人があるため、同日現在の移行法人は計 10,643 法人となっている。

移行法人 10,643 法人の社団・財団の別の内訳は、社団法人が 6,516 法人（61.2%）、財団法人が 4,127 法人（38.8%）である。行政庁の区分別では、2,047 法人（19.2%）が内閣府を行政庁としており、8,596 法人（80.8%）が都道府県を行政庁としている（図 6-1-1、表 6-1-1）。

図 6-1-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数



(注) 平成 26 年 12 月 1 日現在

表 6-1-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	合計	一般社団法人	一般財団法人
内閣府	[19.2%] 2,047 (100.0%)	1,100 (53.7%)	947 (46.3%)
都道府県計	[80.8%] 8,596 (100.0%)	5,416 (63.0%)	3,180 (37.0%)
合計	[100.0%] 10,643 (100.0%)	6,516 (61.2%)	4,127 (38.8%)
前年合計	[100.0%] 9,170 (100.0%)	5,854 (63.8%)	3,316 (36.2%)

(注) 平成 26 年 12 月 1 日現在

表 6-1-2 各年 12 月 1 日時点の移行法人数

		平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
内閣府	社団	0	3	29	162	616	1,065	1,100
	財団	0	5	29	167	507	838	947
	計	0	8	58	329	1,123	1,903	2,047
都道府県計	社団	0	3	33	231	1,676	4,789	5,416
	財団	0	8	50	234	909	2,478	3,180
	計	0	11	83	465	2,585	7,267	8,596
合計	社団	0	6	62	393	2,292	5,854	6,516
	財団	0	13	79	401	1,416	3,316	4,127
	計	0	19	141	794	3,708	9,170	10,643

(注) 各年 12 月 1 日現在

2. 移行認可の申請とその処理

(1) 移行認可の申請

移行認可の申請件数は、累計で計 12,057 件である(表 6-1-3)。内訳は、特例社団法人からの申請が 7,477 件(62.0%)、特例財団法人からの申請が 4,580 件(38.0%)である。行政庁の区分別では、内閣府に対する申請が 2,420 件(20.1%)、都道府県に対する申請が 9,637 件(79.9%)である。

年度別に見ると、平成 23 年度の 5,403 件、24 年度の 3,787 件、22 年度の 2,367 件が多く、これら 3 年度の計(11,557 件)は全申請件数の 95.9%であり、移行認可の申請は、移行期間後半の 3 年間に集中している。

なお、移行期間内は、移行認定と移行認可を同時に申請することはできなかった(整備法 § 99 II、§ 115 II)が、当初申請の取下げ後や申請を認めない旨の

処分を受けた後に再申請することにより、同一法人が複数回申請する場合がありますため、申請件数は申請法人の実数と一致しない。

平成 25 年度の申請件数 20 件は、移行期間内に移行認定を申請した法人が、移行認可申請した件数である。

表 6-1-3 年度別の移行認可申請件数（社団・財団別）

		合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	1,382	24	101	497	557	200	3
	財団	1,038	35	81	348	384	187	3
	計	2,420	59	182	845	941	387	6
都道府県計	社団	6,095	11	94	1,003	3,044	1,939	4
	財団	3,542	18	116	519	1,418	1,461	10
	計	9,637	29	210	1,522	4,462	3,400	14
合計	社団	7,477	35	195	1,500	3,601	2,139	7
	財団	4,580	53	197	867	1,802	1,648	13
	計	12,057	88	392	2,367	5,403	3,787	20

(注) 1 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

2 同一法人が複数回申請を行った場合は、それぞれ計上している。

(2) 認可処分

行政庁が行った移行認可の処分件数は 11,487 件である（表 6-1-4）。内訳は、一般社団法人に移行する移行認可が 7,151 件（62.3%）、一般財団法人に移行する移行認可が 4,336 件（37.7%）である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が 2,286 件（19.9%）、都道府県を行政庁とする法人が 9,201 件（80.1%）である。

移行期間満了の間際に申請された件数も多く、平成 25 年度の処分件数は 1,876 件であった。行政庁の区分別では、都道府県を行政庁とする法人が 1,620 件（86.4%）となっている。

表 6-1-4 年度別の移行認可処分件数（社団・財団別）

		合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	1,311	4	30	137	479	524	137
	財団	975	5	24	142	338	347	119
	合計	2,286	9	54	279	817	871	256
都道府県計	社団	5,840	3	31	209	1,476	3,263	858
	財団	3,361	9	42	190	679	1,679	762
	合計	9,201	12	73	399	2,155	4,942	1,620
合計	社団	7,151	7	61	346	1,955	3,787	995
	財団	4,336	14	66	332	1,017	2,026	881
	合計	11,487	21	127	678	2,972	5,813	1,876

(注) 1 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

(3) 不認可処分

移行期間の5年間に、行政庁が不認可の処分を行った事案はなかったが、平成25年度は3件の不認可処分が行われた(表6-1-5)。

移行期間満了後に不認可の処分を受けた特例民法法人は、その通知を受けた日に解散したものとみなされる(整備法 § 121 II、 § 110)。

表6-1-5 年度別の不認可件数

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	0	0	0	0	0	0	1
都道府県計	0	0	0	0	0	0	2
合計	0	0	0	0	0	0	3

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(4) 申請の取下げ等

平成25年度に移行認可の申請を法人が自ら取下げた件数は、9件である(表6-1-6)。行政庁の区分別に内訳を見ると、内閣府に対する申請が3件、都道府県に対する申請が6件である。

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取下げることはいつでも可能である(注)ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しないため、行政手続法第7条に基づき行政庁が申請を拒否した件数は、内閣府が2件、都道府県が2件である。

(注) 特例民法法人が移行認可を申請し、移行期間満了後に、審査中の移行認可の申請を申請法人が取下げた場合には、移行期間満了の日に遡って特例民法法人として解散したものとみなされる。移行認可の申請を拒否された場合も同様である。

表6-1-6 年度別の移行認可申請の取下げ等の件数

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	2/95	8	18	1/21	24	1/21	3
都道府県計	2/271	8	21	63	1/75	1/98	6
合計	4/366	16	39	1/84	1/99	2/119	9

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 表中各欄の「/」の前の数字は拒否処分の件数を、後の数字は取下げの件数を示す。

3. 公益目的支出計画の完了等

(1) 公益目的支出計画の完了

公益目的支出計画を作成して移行認可を受けた法人のうち、公益目的支出計画の実施を完了し、行政庁の確認を得たもの（以下「支出計画完了法人」という。）（注）は、806 法人である（表 6-1-7）。社団・財団別の内訳は、一般社団法人 633 法人（78.5%）、一般財団法人 173 法人（21.5%）である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が 229 法人（28.4%）、都道府県を行政庁とする法人が 577 法人（71.6%）である。

移行法人が公益認定を受けた場合、又は移行法人の合併により新設され若しくは存続することとなる法人が公益法人である場合には、法の規定により公益目的支出計画は完了したものとみなされる（整備法 § 132 I、§ 126 V）。平成 26 年 12 月までにこの規定の適用を受けた法人（以下「支出計画みなし完了法人」という。）は計 7 法人であり、いずれも公益認定を受けたものである。社団・財団別の内訳は、一般社団法人 3 法人、一般財団法人 4 法人である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が 1 法人、都道府県を行政庁とする法人が 6 法人である。

なお、移行法人が合併した場合であって、合併後に新設され又は存続することとなる法人が公益法人以外のときは、公益目的支出計画の義務は、新設又は存続する法人に引き継がれる（整備法 § 126 III、IV）。

（注）移行認可を受けた後、公益目的財産額の確定手続の段階で同財産額が 0 円以下となった法人もここに含む（移行認可の申請後も特例民法法人は事業活動を継続しており、移行申請の際に用いた決算書類の事業年度と移行後の財産額確定時点までの間には 1 事業年度以上が経過することが通常であるので、それに応じて財産額が変動する。）。

表6-1-7 年度別の支出計画完了等法人数（社団・財団別）

			合計	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	計画完了	203	1	4	5	26	61	106
		みなし完了	1	0	0	0	0	1	0
	財団	計画完了	26	0	0	2	2	12	10
		みなし完了	0	0	0	0	0	0	0
	合計	計画完了	229	1	4	7	28	73	116
		みなし完了	1	0	0	0	0	1	0
都道府県計	社団	計画完了	430	0	1	5	33	122	269
		みなし完了	2	0	0	0	0	1	1
	財団	計画完了	147	1	0	5	6	60	75
		みなし完了	4	0	0	0	0	1	3
	合計	計画完了	577	1	1	10	39	182	344
		みなし完了	6	0	0	0	0	2	4
合計	社団	計画完了	633	1	5	10	59	183	375
		みなし完了	3	0	0	0	0	2	1
	財団	計画完了	173	1	0	7	8	72	85
		みなし完了	4	0	0	0	0	1	3
	合計	計画完了	806	2	5	17	67	255	460
		みなし完了	7	0	0	0	0	3	4
総計(計画完了+みなし完了)			813	2	5	17	67	258	464

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

(2) 解散

移行法人が解散した場合には、清算手続において残余財産のうち公益目的財産残額相当額を行政庁の承認を受けて類似目的の他の公益法人等に帰属させなければならない（整備法 § 130）。

平成26年12月までに解散した移行法人が13法人あった（表6-1-8）。

表6-1-8 年度別の解散届出件数

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	2	0	0	0	0	0	2
都道府県計	11	0	0	0	0	6	5
合計	13	0	0	0	0	6	7

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

第2節 公益目的財産額等

公益目的財産額等については、平成26年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。

1. 公益目的財産額

移行法人は、貸借対照表の純資産額を基礎として算定した「公益目的財産額」(注)を「公益目的支出計画」により公益目的に費消し、その計算上の残額(公益目的財産残額)が0円以下になる(支出計画の完了)まで実施する必要がある(整備法§119、§123 I)。この間、移行法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、行政庁に公益目的支出計画実施報告書を提出することとされている(整備法§127)。

「公益目的財産額」は、移行認可を受けた後、移行日の前日時点で作成した貸借対照表に基づき確定する。平成26年12月1日時点の10,643移行法人のうち、8,331法人から「公益目的支出計画実施報告書」が提出された。

(注) 法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として、土地や有価証券を時価評価する等の一定の調整を行い、算定する(整備法§119 I、整備法施行規則§14)。

表6-2-1 公益目的財産額規模別の法人数(社団・財団別)

		法人数	財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	900	810,871	901	75	179	196	120	237	60	108
	財団	758	2,166,819	2,859	625	28	48	55	199	124	304
	計	1,658	2,977,690	1,796	219	207	244	175	436	184	412
都道府県計	社団	4,347	1,038,681	239	36	1,235	1,172	542	919	245	234
	財団	2,326	1,544,856	664	141	151	440	365	842	227	301
	計	6,673	2,583,537	387	66	1,386	1,612	907	1,761	472	535
合計	社団	5,247 (100.0%)	1,849,552	352	41	1,414 (26.9%)	1,368 (26.1%)	662 (12.6%)	1,156 (22.0%)	305 (5.8%)	342 (6.5%)
	財団	3,084 (100.0%)	3,711,675	1,204	187	179 (5.8%)	488 (15.8%)	420 (13.6%)	1,041 (33.8%)	351 (11.4%)	605 (19.6%)
	計	8,331 (100.0%)	5,561,227	668	78	1,593 (19.1%)	1,856 (22.3%)	1,082 (13.0%)	2,197 (26.4%)	656 (7.9%)	947 (11.4%)
前年合計		3,366 (100.0%)	2,841,219	844	97	536 (15.9%)	745 (22.1%)	424 (12.6%)	941 (28.0%)	284 (8.4%)	436 (13.0%)

(注) 公益目的支出計画実施報告書(平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

8,331移行法人の公益目的財産額の総額は計5兆5,612億円であり、1法人当たりの公益目的財産額の平均値は6億6,800万円、中央値は7,800万円である(表6-2-1)。社団・財団の別に見ると、社団法人(5,247法人)の公益目的財産額の平均値は3億5,200万円、中央値は4,100万円であり、財団法人(3,084法人)の平均値は12億400万円、中央値は1億8,700万円である。平均値は財団が社団の約3倍、中央値は約5倍となっている。

2. 年間公益目的支出額

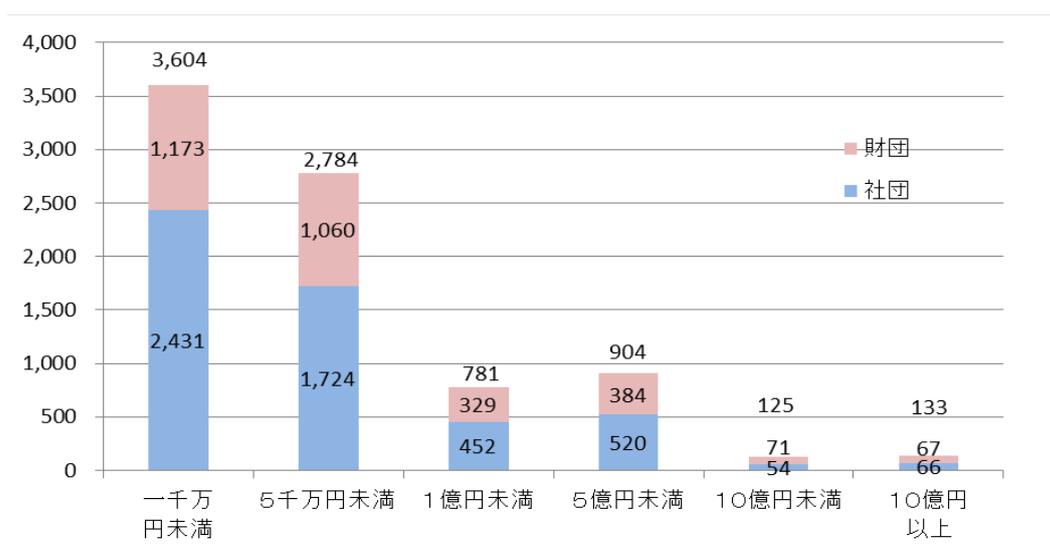
「公益の目的のために支出する」ものとして公益目的支出計画の支出の対象となる事業等には3種類ある（整備法 § 119Ⅱ）。公益目的財産額を有する法人は、移行認可の申請の際に、これら3種類の事業等により公益目的支出計画を作成し、行政庁から移行認可を受ける必要がある。

- 1) 公益目的事業 公益法人の公益目的事業の基準に適合する同等内容の事業
- 2) 特定寄附 公益法人の清算の際の残余財産の贈与先の範囲として認定法が定める公益法人等に対する寄附
- 3) 継続事業 特例民法法人の時から継続して行っている事業のうち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして認められる事業

「公益目的支出計画実施報告書」が提出された 8,331 移行法人の年間公益目的支出額を見ると、年間公益目的支出額が1千万円未満の法人が 3,604 法人で全体の約4割（43.3%）を占め、5千万円未満の法人が計 6,388 法人で、全体の8割近く（76.7%）を占めている（図6-2-1）。

8,331 移行法人による年間公益目的支出の総額は計1兆20億円、1法人当たりの年間公益目的支出額の平均値は1億2,000万円、中央値は1,300万円である（表6-2-2）。社団・財団の別に見ると、社団法人（5,247法人）の年間公益目的支出額の平均値は8,900万円、中央値は1,200万円であり、財団法人（3,084法人）の平均値は1億7,400万円、中央値は1,700万円である。平均値は財団が社団の2倍となっている。

図6-2-1 年間公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）



（注）公益目的支出計画実施報告書（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

表6-2-2 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	支出額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上
内閣府	社団	900	209,109	232	38	160	373	137	182	21	27
	財団	758	321,042	424	50	123	256	120	182	40	37
	計	1,658	530,151	320	42	283	629	257	364	61	64
都道府県計	社団	4,347	255,788	59	9	2,271	1,351	315	338	33	39
	財団	2,326	216,082	93	12	1,050	804	209	202	31	30
	計	6,673	471,870	71	10	3,321	2,155	524	540	64	69
合計	社団	5,247 (100.0%)	464,897	89	12	2,431 (46.3%)	1,724 (32.9%)	452 (8.6%)	520 (9.9%)	54 (1.0%)	66 (1.3%)
	財団	3,084 (100.0%)	537,124	174	17	1,173 (38.0%)	1,060 (34.4%)	329 (10.7%)	384 (12.5%)	71 (2.3%)	67 (2.2%)
	計	8,331 (100.0%)	1,002,020	120	13	3,604 (43.3%)	2,784 (33.4%)	781 (9.4%)	904 (10.9%)	125 (1.5%)	133 (1.6%)
前年合計		3,366 (100.0%)	504,137	150	16	1,294 (38.4%)	1,178 (35.0%)	379 (11.3%)	389 (11.6%)	64 (1.9%)	62 (1.8%)

(注) 公益目的支出計画実施報告書（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

3. 公益目的支出計画の完了予定時期

公益目的財産額の確定手続が完了している8,331移行法人の公益目的支出計画の計画完了予定時期を見ると、全体の7割（70.1%）に当たる5,839法人が、平成50年度以前（移行期間の満了から25年間に相当）に計画完了を予定していることが分かる（表6-2-3）。

表6-2-3 移行法人の公益目的支出計画の完了予定時期（社団・財団別）

		法人数	平成30年度 以前	31年度～ 35年度	36年度～ 40年度	41年度～ 45年度	46年度～ 50年度	51年度 以降
内閣府	社団	900	504	155	86	37	32	86
	財団	758	111	91	91	61	60	344
	計	1,658	615	246	177	98	92	430
都道府県計	社団	4,347	1,533	897	488	313	225	891
	財団	2,326	301	263	226	205	160	1,171
	計	6,673	1,834	1,160	714	518	385	2,062
合計	社団	5,247 (100.0%)	2,037 (38.8%)	1,052 (20.0%)	574 (10.9%)	350 (6.7%)	257 (4.9%)	977 (18.6%)
	財団	3,084 (100.0%)	412 (13.4%)	354 (11.5%)	317 (10.3%)	266 (8.6%)	220 (7.1%)	1,515 (49.1%)
	計	8,331 (100.0%)	2,449 (29.4%)	1,406 (16.9%)	891 (10.7%)	616 (7.4%)	477 (5.7%)	2,492 (29.9%)
前年合計		3,366 (100.0%)	1,165 (34.6%)	529 (15.7%)	370 (11.0%)	226 (6.7%)	204 (6.1%)	872 (25.9%)

(注) 公益目的支出計画実施報告書（平成26年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

4. 変更認可

移行法人は、公益目的支出計画の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、行政庁の認可を受けなければならない（整備法 § 125 I）。変更認可

が必要な場合は、公益目的支出額が見込みを下回り、実施事業収入額が見込みを上回るなどにより、公益目的支出計画が完了予定日に完了しなくなることが見込まれる場合等である（整備法施行規則 § 35）。

公益目的支出計画の軽微な変更は届出事項である（整備法 § 125Ⅲ）。合併や解散をしたとき等も行政庁に届け出ることとされている（整備法 § 125Ⅲ、 § 126）。

平成 25 年度における変更認可の処分件数は、計 109 件である（表 6－2－4）。内訳は、一般社団法人が 60 件（55.0%）、一般財団法人が 49 件（45.0%）である。行政庁の区分別では、内閣府を行政庁とする法人が 27 件（24.8%）、都道府県を行政庁とする法人が 82 件（75.2%）となっている。

表 6－2－4 年度別の変更認可件数（社団・財団別）

		合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	社団	36	0	0	4	5	11	16
	財団	35	0	0	4	8	12	11
	計	71	0	0	8	13	23	27
都道府県計	社団	64	0	0	0	4	16	44
	財団	60	0	1	1	6	14	38
	計	124	0	1	1	10	30	82
合計	社団	100	0	0	4	9	27	60
	財団	95	0	1	5	14	26	49
	計	195	0	1	9	23	53	109

（注）表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

第3節 監督

移行法人に対しては、移行認可を行った行政庁が監督を行うが、その範囲は法律で「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」とされている。行政庁は、この範囲内で、立入検査及び報告徴収を行うことができる。また、正当な理由がなく公益目的支出計画の支出を行わないなどの場合には必要な措置をとるべき旨の勧告を、正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合には当該措置をとるべき旨の命令を行うことができる。

1. 報告及び検査

立入検査と報告徴収は、勧告、命令という監督処分等に先行する調査のため法が定める手段である。立入検査と報告徴収の権限は、法律で合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）に委任されている（注）。

（注）公益法人に対する報告徴収及び立入検査の権限は、欠格事由に関するものは合議制の機関への委任の範囲から除外されているが、移行法人については、欠格事由の定めがないため、全面的に合議制の機関に委任されている（整備法 § 143）。

（報告徴収）

行政庁は、移行法人が次のいずれかに「該当すると疑うに足りる相当な理由があるとき」は、移行法人に対し、業務若しくは財産の状況に関し報告を求めることができる（整備法 § 128 I）。

- 1) 正当な理由なく公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- 2) 各事業年度の公益目的のための支出が公益目的支出計画の計画額に比して著しく少ないこと。
- 3) 純資産額が公益目的財産残額よりも著しく少なく、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

平成 26 年度（会計年度）においては、全行政庁で計 4 件の報告徴収が行われている（表 6-3-1）。内訳は、内閣府実施分 1 件、都道府県実施分 3 件である。

表 6-3-1 年度別の報告徴収件数(対移行法人)

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	1	0	0	0	0	0	0	1
都道府県計	10	0	0	0	0	3	4	3
合計	11	0	0	0	0	3	4	4

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回報告徴収を行った場合は、それぞれ計上している。

(立入検査)

行政庁は、報告徴収と同じ要件の下、その職員に移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる（整備法 § 128 I）。

平成 26 年度（会計年度）においては、全行政庁で計 2 件の立入検査が行われている（表 6-3-2）。2 件はいずれも都道府県が行ったものである。

表 6-3-2 年度別の立入検査実施件数(対移行法人)

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	5	0	0	0	1	2	0	2
合計	5	0	0	0	1	2	0	2

(注) 表中の「年度」は、会計年度による。同一年度内に同一法人に対して複数回立入検査を行った場合は、それぞれ計上している。

2. 勧告及び命令

行政庁が移行法人に対して勧告又は命令を行うには、1) 合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）が行政庁に勧告を行い、それに基づいて行政庁が法人に対し勧告又は命令を行う場合（整備法 § 136 I、§ 141）と、2) 行政庁が合議制の機関に対し諮問・答申を経た後、行政庁が命令を行う場合とがある（整備法 § 133 III ②、§ 138 II）。

(勧告)

行政庁は、移行法人が次のいずれかに「該当すると認めるとき」（注）は、移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（整備法 § 129 I）。

- 1) 正当な理由なく公益目的支出計画に定める支出をしないこと。

- 2) 各事業年度の公益目的のための支出が公益目的支出計画の計画額に比して著しく少ないこと。
- 3) 純資産額が公益目的財産残額よりも著しく少なく、将来における公益目的の支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

平成 26 年度（会計年度）に、行政庁が移行法人に対して行った勧告はなかった（表 6－3－3）。

（注）公益法人に対する勧告の発動要件は、公益認定の裁量的取消要件のいずれかに「該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合」とされている（認定法 § 28 I）。

表 6－3－3 年度別の勧告件数(対移行法人)

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	1	0	0	0	0	1	0	0
合計	1	0	0	0	0	1	0	0

（注）表中の「年度」は、会計年度による。（同一年度内に同一法人に対して複数回勧告を行った場合は、それぞれ計上している。）

（命令）

行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（整備法 § 129 II）。

平成 26 年度（会計年度）に、行政庁が移行法人に対して行った命令はなかった（表 6－3－4）。

表 6－3－4 年度別の命令件数(対移行法人)

	合計	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県計	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）表中の「年度」は、会計年度による。

補章2 特例民法法人の移行状況

特例民法法人は、新制度に移行するため、移行期間の5年間に、新公益法人への移行（移行認定）又は一般法人への移行（移行認可）のいずれかを選択し、行政庁に申請することとされた。移行期間内に移行申請（移行認定又は移行認可の申請）を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされる。

第1節 移行の状況

1. 特例民法法人の移行の状況

制度施行時の平成20年12月1日における特例民法法人は計24,317法人であった。このうち、平成26年12月1日までに8,970法人（36.9%）が新制度の公益法人に移行し、11,487法人（47.2%）が一般法人に移行している（図7-1-1）（注）。また、平成26年12月1日現在、242件が申請中である。

図7-1-1 特例民法法人の移行の状況



（注） 移行後に解散、合併等をした法人があるため、平成26年12月1日現在の公益法人数と移行法人数は一致しない。

2. 行政庁等の区別法人数

制度施行時（平成20年12月1日）における旧主務官庁別の特例民法法人数と移行に係る処分を行った行政庁（平成26年12月1日時点において申請中の法人にあっては申請先の行政庁）の区別の認定及び認可処分件数を整理すると、

表7-1-1のとおりである。

旧制度の下で国の各府省が主務官庁であった法人数の割合は、全体の27.2%（24,317法人中の6,625法人）であった。新制度の下で内閣府を行政庁として移行等した法人数の割合は21.7%（20,699法人中の4,489法人）であり、新制度への移行に伴って都道府県を行政庁として移行申請を行った法人が相対的に多かったことを示している。

表7-1-1 制度施行時と平成26年12月1日時点の行政庁等の区分別移行状況

制度施行時 (平成20年12月1日現在)			前年		平成26年12月1日現在					
		法人数	合計			合計	公益法人	移行認定 申請中	一般法人	移行認可 申請中
国(各府省)	社団	3,614	2,029	社団	内閣府	2,030	696	4	1,311	19
	財団	3,011	2,464	財団		2,459	1,459	8	975	17
	計	6,625	4,493	計		4,489	2,155	12	2,286	36
都道府県計	社団	8,891	9,228	社団	都道府県計	9,203	3,237	13	5,840	113
	財団	8,927	7,007	財団		7,007	3,578	20	3,361	48
	計	17,818	16,235	計		16,210	6,815	33	9,201	161
合計	社団	12,420	11,258	社団	合計	11,233	3,933	17	7,151	132
	財団	11,897	9,471	財団		9,466	5,037	28	4,336	65
	計	24,317	20,729	計		20,699	8,970	45	11,487	197

- (注) 1 旧制度計24,317法人と新制度計20,699法人の差(3,618法人)は、みなし解散等により新制度への移行を申請しなかった法人数である。
- 2 国と都道府県の共管法人が存在するため、制度施行時の内訳の計と合計欄は一致しない。
- 3 新制度に移行した法人の移行期間中におけるその後の変動として、以下がある。
- 1) 新制度の公益法人に移行後、合併・解散による減少
 - 2) 一般法人に移行後に、新たに公益認定を受けた又は解散による減少

移行認定又は移行認可を受けた特例民法法人（平成26年12月1日時点において申請中の法人を含む）は計20,699法人であり、平成26年12月1日までに公益法人に移行した8,970法人は、その43.3%に当たる。社団・財団の別では、11,233特例社団法人のうち公益法人に移行したものが3,933法人であり、9,466特例財団法人のうち公益法人に移行したものが5,037法人で53.2%である。特例財団法人において公益法人に移行したものの割合が相対的に高い。

社団・財団別申請は次のとおりである。

社団・財団の別	移行認定の割合（法人数）	申請中の割合（法人数）
特例社団法人	35.0%（3,933/11,233法人）	0.2%（17/11,233法人）
特例財団法人	53.2%（5,037/9,466法人）	0.3%（28/9,466法人）

第2節 移行申請中の特例民法法人

平成26年12月1日現在、行政庁の処分が完了していない移行認定又は移行認可の申請件数は、計242件である。内訳は、移行認定の申請が45件、移行認可の申請が197件である。

申請先の行政庁の区分別に内訳を見ると、内閣府を行政庁とする法人が48件、都道府県を行政庁とする法人が194件となっている。

移行期間満了後は、移行認定に加えて移行認可を併行して申請することができる（整備法§116I）ため、移行期間満了後は、移行申請の申請件数と申請中の法人数が一致しない。

審査中の案件については、法人に対する事実関係の確認に時間を要しているものなど、様々な事情で審査が長期化していると考えられるが、移行期間満了から1年が経過しており、速やかに審査を進めることが求められる。

表7-2-1 移行申請審査中の件数（社団・財団別）

	法人数計			移行認定			移行認可		
	計	社団	財団	計	社団	財団	計	社団	財団
内閣府	48	23	25	12	4	8	36	19	17
都道府県計	194	126	68	33	13	20	161	113	48
合計	242	149	93	45	17	28	197	132	65
前年合計	2,793	1,421	1,372	677	289	388	2,116	1,132	984

（注）平成26年12月1日現在